

令和 8 年 9 月定例会

(2 0 2 6 年)

市議会議案参考資料

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 12 号	公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団の経営状況の再度報告について	5	—
報告第 13 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	37	—
報告第 14 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	39	—
報告第 15 号	令和7年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	41	—
報告第 16 号	令和7年度吹田市一般会計事故繰越し繰越計算書について	47	—
報告第 17 号	令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計繰越明許費繰越計算書について	51	—
報告第 18 号	令和7年度吹田市水道事業会計予算繰越計算書について	55	—
報告第 19 号	令和7年度吹田市下水道事業会計予算繰越計算書について	59	—
報告第 20 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について	69	—
報告第 21 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院令和7年度の業務実績に関する評価結果の報告について	171	—
報告第 22 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院第3期中期目標期間の業務実績に関する評価結果の報告について	251	—
報告第 23 号	債権の放棄について	327	—
議案第 87 号	吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	343	5
議案第 88 号	吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について	345	9
議案第 89 号	吹田市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について	349	37
議案第 90 号	吹田市議会議員及び吹田市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	351	41
議案第 91 号	吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	353	45
議案第 92 号	市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（建築工事）請負契約の締結について	355	47
議案第 93 号	市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（電気設備工事）請負契約の締結について	357	63
議案第 94 号	市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（機械設備工事）請負契約の締結について	359	71
議案第 95 号	吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事請負契約の一部変更について	361	77
議案第 96 号	公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について	363	79
議案第 97 号	令和8年度吹田市一般会計補正予算（第2号）	365	81
議案第 98 号	令和8年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）	381	103

吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例現行・改正案対照表

現 行		改 正 案	は改正箇所
(市の責務) 第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害を防止するために必要な雇用管理上の措置を講ずるよう努めなければならない。 2 } 4 略 略		(市の責務) 第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害を防止するために必要な雇用管理上の措置を講じなければならない。 2 } 4 略 略	

吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

令和 7 年（2025 年）6 月に公布された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正（令和 8 年（2026 年）10 月 1 日施行）により、社会通念上相当な範囲を超えた言動に対し、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、当該言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の必要な雇用管理上の措置を講ずることが事業主の義務とされたことに伴い、所要の規定整備を行うものです。

2 改正の内容

条例第 4 条第 1 項の「市は、前条の基本理念にのっとり、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害を防止するために必要な雇用管理上の措置を講ずるよう努めなければならない。」との努力義務の規定を、「講じなければならない。」との義務規定に改正するものです。

3 施行期日

令和 8 年（2026 年）10 月 1 日

現 行	改 正 案
(2) } { (8) } (8の2) ひとり親である所得割の納税義務者 300,000円 (以下「ひとり親控除額」という。) (9) } { (12) } 2 { 5 -----略-----	(2) } { (8) } (8の2) ひとり親である所得割の納税義務者 330,000円 (以下「ひとり親控除額」という。) (9) } { (12) } 2 { 5 -----略----- (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第16条の3の3 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（法附則第4条の5第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合であつて、当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令に定める取組を行っているときは、その者の選択により、同号中「医療費を」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費（法附則第4条の5第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額（その金額が100,000円を超える場合には、100,000円）」とあるのは「12,000円」と、「前年の総所得金額（その金額が100,000円を超える場合には、100,000円）」とあるのは「2,000,000円」と、「2,000,000円」とあるのは「88,000円」として、同項（同項（同

現 行	改 正 案
号に係る部分に限る。)の規定を適用することができる。 <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> 第16条の4の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第12項まで及び第13項(同条第14項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令附則第3条の2の3に定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。	(寄附金税額控除) 第16条の7の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金(同条第2項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下同じ。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に同条第11項及び法附則第5条の5第2項(これらの規定を法附則第5条の6第2項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の第16条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合に
(寄附金税額控除) 第16条の7の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金(同条第2項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下同じ。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に同条第11項及び法附則第5条の5第2項(これらの規定を法附則第5条の6第2項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の第16条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合に	(寄附金税額控除) 第16条の7の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金(同条第2項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下同じ。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に同条第11項及び法附則第5条の5第2項(これらの規定を法附則第5条の6第2項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の第16条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合に

現 行	改 正 案
該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) } { (4) } -----略----- 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、法附則第7条の2第5項に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項（法附則第5条の5第2項及び法附則第5条の6第2項の規定の適用に係る部分を除く。）の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 3 所得割の納税義務者が、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に法附則第60条第3項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄をした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に当該放棄をした部分の価額に相当する額の第1項各号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同項の規定を適用する。 （住宅借入金等特別税額控除） 第16条の8の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（法附則第5条の4第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第16条の4及び第16条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「及び第16条の7の2」とあるのは、「第16条の7の2及び次条第1項」とする。	において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) } { (4) } -----略----- 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、法附則第7条の2第5項に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項（法附則第5条の5第2項並びに附則第5条の6第3項及び第4項の規定の適用に係る部分を除く。）の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

現 行	改 正 案
第16条の8の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（法附則第5条の4第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第16条の4及び第16条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第16条の8の2第1項の規定の適用については、同項中「及び第16条の7の2」とあるのは、「第16条の7の2及び第16条の7の2及び第16条の8の4第1項」とする。 （令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除） 第16条の8の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第5項に規定する市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条及び第16条の8の8において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第14条の2第4項、第16条の4、第16条の7、第16条の7の2第1項及び第2項、第16条の8第1項、第16条の8の2並びに前条第1項並びに法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第16条の7の2第1項、第22条の6の5第1項の規定の適用については、第16条の7の2第1項中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び法附則第5条の8第6項」と、第22条の6の5第1項中「課した」とあるのは「第16条の8の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がある場合における前々年中」と、	（住宅借入金等特別税額控除） 第16条の8の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（法附則第5条の4第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第16条の4及び第16条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「及び第16条の7の2」とあるのは、「第16条の7の2及び次条第1項」とする。

現	行	改	正	案
は「第16条の8の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。 （令和6年度分の個人の市民税の普通徴収に関する特例） 第16条の8の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税（第22条の6の2第3項及び第22条の14の規定により徴収するものを除く。以下この項において「普通徴収の個人の市民税」という。）の第19条第1項に規定する納期における徴収については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人の市民税の額をいう。以下この号において同じ。）からその者の普通徴収の個人の市民税の額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があると き、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期の納期においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、第1期の納期において徴収すべき税額は ないものとし、第2期の納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金				

現	行	改 正 案
額との合計額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、第3期の納期及び第4期の納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、第1期の納期及び第2期の納期において徴収すべき税額はないものとし、第3期の納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、第4期の納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。 (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、第1期の納期、第2期の納期及び第3期の納期において徴収すべき税額はないものとし、第4期の納期においては、その者の普通徴収の個人の市民税の額に相当する税額を徴収するものとする。 2 前項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条第2項中「均等割額」とあるのは、「第16条の8の6第1項第1号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額が均等割額」とする。 3 令和6年度分の個人の市民税（第1期の納期から第22条の6第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前2項の規定は、適用しない。 （令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例） 第16条の8の7 第16条の8の5第1項の規定の適用がある場合における第22条の4第1項の規定の適用については、令和6年度分の個人の市民税に限り、同項		

現	行	改 正 案
中「112分の1」とあるのは「111分の1」と、「6月」とあるのは「7月」とする。 （令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例） 第16条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、第22条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第3項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（第16条の8の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第22条の6の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該所得割額を加算した額とする。以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者		

現	行	改 正 案
	の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期の納期及び第2期の納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）は、第1期の納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、第2期の納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額とし、第22条の6の3第1項に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額とし、同年12月1日から翌年の3月31日まで	

の間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額は、第1期の納期における税額はないものとし、第2期の納期においては、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においては、その者の10月分金額に相当する税額とし、同年12月1日から翌年の3月

現	行	改 正 案
31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額は、第1期の納期及び第2期の納期における税額はないものとし、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額は、第1期の納期及び第2期の納期における税額はないものとし、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額は、第1期の納期及び第2期の納期における税額はないものとし、特別徴収対象税額は、当		

現	行	改	正	案
該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においては、その者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。 2 前項の規定の適用がある場合における第22条の6の3の規定の適用については、同条第3項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「第16条の8の8第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第22条の6の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控				

現	行	改	正	案
除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においては、その者の第22条の6の5第2項の規定により読み替えられた第22条の6の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。 4 前項の規定の適用がある場合における第22条の6の3の規定の適用については、同条第3項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「第16条の8の8第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。 5 令和6年度分の個人の市民税につき第22条の6の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。 (令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第16条の8の9 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第4項に規定する市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第14条の2第4項、第16条の4、第16条の7、第16条の7の2第1項及び第2項、第16条の8第1項、第16条の8の2並び				

現 行	改 正 案
に第16条の8の4第1項並びに法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の8の10 } -----略----- 2 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) -----略----- (2) 第14条の2第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の10第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第4項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の10第1項の規定による所得割の額」とする。 (3) 第16条第9項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第16条の3の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、第16条の8の10第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは、第16条の7中「所得割の額及び第16条の8の10第1項に規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の10第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の10第1項に規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の4第1項に規定による所得割の額の合計額」と、第16条の8第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るものと及び第16条の	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の8の4 } -----略----- 2 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) -----略----- (2) 第14条の2第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第4項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の4第1項の規定による所得割の額」とする。 (3) 第16条第9項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第16条の3の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、第16条の8の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項及び前条第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の4第1項に規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の4第1項の規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の4第1項に規定による所得割の額の合計額」と、第16条の8第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るものと及び第16条の

現 行	改 正 案
合計額」と、第16条の8第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び第16条の8の10第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項の規定については、同項の規定により同条第1項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。）と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の8の4第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、前条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに次条第1項の規定による所得割の額」とする。 (5) 第17条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は第16条の8の10第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (6) -----略----- (7) 第16条の8の5及び前条の規定の適用については、第16条の8の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、前条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに次条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の8の11 -----略----- 2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）が同条第3項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令の定めるところにより証明がされたもの又はその基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	8の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。）と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の8の4第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、前条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに次条第1項の規定による所得割の額」とする。 (5) 第17条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は第16条の8の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (6) -----略----- (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の8の5 -----略----- 2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）が同条第3項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令の定めるところにより証明がされたもの又はその基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

現 行	改 正 案
(1) -----略----- (2) 第14条の2第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の11第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第4項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の11第1項の規定による所得割の額」とする。 (3) 第16条第8項及び第9項並びに第16条の3の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、第16条の8の11第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の11第1項の規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の11第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の11第1項の規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の5第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の8の11第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。 (5) 第17条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は第16条の8の11第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	(1) -----略----- (2) 第14条の2第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の5第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第4項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の5第1項の規定による所得割の額」とする。 (3) 第16条第8項及び第9項並びに第16条の3の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、第16条の8の5第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項及び第16条の8の3第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の5第1項の規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の5第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項及び第16条の8の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の5第1項後段中の8の5第1項の規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の5第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の8の5第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。 (5) 第17条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は第16条の8の5第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (6) -----略-----

現	行	改	正	案
る事業所得等の金額」とする。 (6) -----略----- (7) <u>第16条の8の5及び第16条の8の9の規定の適用については、第16条の8の5第1項及び第16条の8の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに第16条の8の11第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第16条の9 } -----略----- 2 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } -----略----- { (3) (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、<u>第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の9第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の9第1項に規定する長期譲渡所得金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、<u>第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額及び第16条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の9第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の9第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。</u></u> (5) } -----略----- (6)	る事業所得等の金額」とする。 (6) -----略----- (7) <u>第16条の8の5及び第16条の8の9の規定の適用については、第16条の8の5第1項及び第16条の8の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに第16条の8の11第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第16条の9 } -----略----- 2 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } -----略----- { (3) (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、<u>第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「所得割の額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の9第1項に規定する長期譲渡所得金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、<u>第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」と、第16条の9第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の9第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。</u></u> (5) } -----略----- (6)	(長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第16条の9 } -----略----- 2 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } -----略----- { (3) (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項及び第16条の8の3第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の9第1項に規定する長期譲渡所得金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項及び第16条の8の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の9第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の9第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の9第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。 (5) } -----略----- (6)		

現 行	改 正 案
(7) 第16条の8の5及び第16条の8の9の規定の適用については、第16条の8の5第1項及び第16条の8の9中「所得割の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに第16条の9第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第16条の10 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び第16条の12第3項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び第16条の12第3項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令の定めるところにより証明がされたものをいう。第3項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（第16条の11の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) } (2) } -----略----- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第16条の10 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び第16条の12第3項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び第16条の12第3項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令の定めるところにより証明がされたものをいう。以下この条において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（第16条の11の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) } (2) } -----略----- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令に定める日までの期間。第5項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第

現	行	改 正 案
31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令の定めるところにより証明がされたものをいう。以下この条において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。	31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令の定めるところにより証明がされたものをいう。以下この条において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。	31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令の定めるところにより証明がされたものをいう。以下この条において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。
3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、<u>法附則第34条の2第6項に掲げる租税特別措置法の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>	3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、<u>法附則第34条の2第6項に掲げる租税特別措置法の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>	3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、<u>法附則第34条の2第7項に掲げる租税特別措置法の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>
4 第2項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が、<u>法附則第34条の2第9項に規定する事情により、予定期間内に確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当すること</u>が困難となつた場合で政令に定める日までの間に確定優良住宅地等から当該予定期間末日後2年以内の日で政令に定めるところにより証明がされることが確実であると認められることにつき総務省令の定めるところにより証明がされたときは、<u>予定期間は、当該初日から当該政令に定める日までの期間とする。</u>	4 第2項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が、<u>法附則第34条の2第9項に規定する事情により、予定期間内に確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当すること</u>が困難となつた場合で政令に定める日までの間に確定優良住宅地等から当該予定期間末日後2年以内の日で政令に定めるところにより証明がされることが確実であると認められることにつき総務省令の定めるところにより証明がされたときは、<u>予定期間は、当該初日から当該政令に定める日までの期間とする。</u>	4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、<u>所得割の納税義務者が法附則第34条の2第4項に規定する土地等の譲渡をしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において同項に掲げる区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>
5 第2項の規定の適用を受けた譲渡が<u>法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなつたときは、当該譲渡は、第2項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</u>	5 第2項の規定の適用を受けた譲渡が<u>法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなつたときは、当該譲渡は、第2項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</u>	5 第2項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が、<u>法附則第34条の2第11項に規定する事情により、予定期間内に確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当すること</u>が困難となつた場合で政令に定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間末日後2年以内の日で政令に定める日までの間に確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当することが確実であると認められることにつき総務省令の定めるところにより証明がされたときは、<u>予定期間は、当該初日から当該政令に定める日までの期間とする。</u>
6 第2項の規定の適用を受けた譲渡が<u>法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなつたときは、当該譲渡は、第2項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</u> (短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	6 第2項の規定の適用を受けた譲渡が<u>法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなつたときは、当該譲渡は、第2項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</u> (短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	6 第2項の規定の適用を受けた譲渡が<u>法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなつたときは、当該譲渡は、第2項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</u> (短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

現	行	改 正 案
第16条の12 } 4 } 4	第16条の12 } 4 } 4	第16条の12 } 4 } 4
5 第16条の8の5及び第16条の8の9の規定の適用については、第16条の8の5第1項及び第16条の8の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに第16条の112第1項の規定による市民税の課税の特例」 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)	5 第16条の8の5及び第16条の8の9の規定の適用については、第16条の8の5第1項及び第16条の8の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに第16条の112第1項の規定による市民税の課税の特例」 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の13 } 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) } 4 } (3)	(1) } 4 } (3)	(1) } 4 } (3)
(4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「山林所得金額」とある第16条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とある第16条の13第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額及び第16条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の13第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」とする。	(4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「山林所得金額」とある第16条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とある第16条の13第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額及び第16条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の13第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」とする。	(4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「山林所得金額」とある第16条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とある第16条の13第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額及び第16条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の13第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」とする。
(5) } 4 } (6)	(5) } 4 } (6)	(5) } 4 } (6)

現 行	改 正 案
(6) -----略----- (7) <u>第16条の8の5及び第16条の8の9の規定の適用については、第16条の8の5第1項及び第16条の8の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに第16条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除) 第16条の13の6 所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の3第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合（租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る。）に限り、第16条の13の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第16条の8の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。
2 -----略----- 3 第1項の規定の適用がある場合における第16条の8の10第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（第16条の13の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。 4 所得割の納税義務者の前年3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限	2 -----略----- 3 第1項の規定の適用がある場合における第16条の8の4第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（第16条の13の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。 4 所得割の納税義務者の前年3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限

現 行	改 正 案
る。)に限り、第16条の13の2第1項後段の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び第16条の8の10第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。 5 -----略----- 6 第4項の規定の適用がある場合における第16条の8の10第1項及び第16条の13の2第1項の規定の適用については、第16条の8の10第1項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(第16条の13の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」と、第16条の13の2第1項中「計算した金額(第16条の13の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とあるのは「計算した金額(第16条の13の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の15 -----略----- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } { (3) } -----略----- (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の15第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」と、第16条の15第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項及び	る。)に限り、第16条の13の2第1項後段の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び第16条の8の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。 5 -----略----- 6 第4項の規定の適用がある場合における第16条の8の4第1項及び第16条の13の2第1項の規定の適用については、第16条の8の4第1項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(第16条の13の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」と、第16条の13の2第1項中「計算した金額(第16条の13の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の15 -----略----- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) } { (3) } -----略----- (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の15第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」と、第16条の15第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項及び

現	行	改	正	案
16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の15第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の15第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額及び第16条の15第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。 (5) } (6) } -----略----- (7) 第16条の8の5及び第16条の8の9の規定の適用については、第16条の8の5第1項及び第16条の8の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに第16条の15第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (固定資産税の課税標準の特例) 第23条 } 3 } -----略----- 4 次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 法附則第15条第25項第1号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 3分の2 (2) 法附則第15条第25項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 7分の6 (3) 法附則第15条第25項第3号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備	第16条の8の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の15第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の15第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額及び第16条の15第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。 (5) } (6) } -----略----- (固定資産税の課税標準の特例) 第23条 } 3 } -----略----- 4 次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 法附則第15条第24項第1号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 2分の1 (2) 法附則第15条第24項第3号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 3分の2 (3) 法附則第15条第24項第4号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備			

現 行	改 正 案
4分の3 (4) 法附則第15条第25項第4号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 2分の1 5 法附則第15条第28項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 6 法附則第15条第32項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該市民緑地を設置した日の属する年の1月1日（当該設置した日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 7 法附則第15条第37項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産税の課税標準額は、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の1月1日（当該工事が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。 (大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額) 第24条の3 -----略----- (大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額) 第24条の3 -----略----- (利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額) 第24条の4 法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物（以下「改修特別特定建築物」という。）に対して課する固定資産税については、同項に	4分の3 5 法附則第15条第27項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 6 法附則第15条第31項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該市民緑地を設置した日の属する年の1月1日（当該設置した日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 7 法附則第15条第36項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産税の課税標準額は、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の1月1日（当該工事が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。 (大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額) 第24条の3 -----略----- (大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額) 第24条の3 -----略----- (利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額) 第24条の4 法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物（以下「改修特別特定建築物」という。）に対して課する固定資産税については、同項に

現	行	改	正	案
				規定する利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該工事が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から2年分の固定資産税に限り、当該改修特別特定建築物に係る固定資産税額（当該額が当該工事に要した費用の額の100の5に相当する額を超える場合には、当該100分の5に相当する額）の3分の1に相当する額を減額するものとする。
				（耐震改修に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第30条の3 2 法附則第15条の1第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から原則として3月以内に、前項各号に掲げる事項を記載した申告書に総務省令附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る書類の写し及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準に適合することを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （利便性等向上改修工事に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第30条の4 改修特別特定建築物について、第24条の4の規定の適用を受けようとする者は、当該改修特別特定建築物に係る利便性等向上改修工事が完了した日から原則として3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該利便性等向上改修工事に要した費用の額を証する書類、法附則第15条の1第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し並びに当該利便性等向上改修工事後の家屋が同項に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) (2)
				（耐震改修に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第30条の3 2 法附則第15条の1第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から原則として3月以内に、前項各号に掲げる事項を記載した申告書に総務省令附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る書類の写し及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準に適合することを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （利便性等向上改修工事に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第30条の4 法附則第15条の1第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から原則として3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該利便性等向上改修工事に要した費用の額を証する書類並びに当該利便性等向上改修工事後の家屋が同項に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) (2)

(1) }
(2) }
-----略-----

(1) }
(2) }
-----略-----

現	行	改	正	案
(3) } { (7) (都市計画税の課税標準の特例) 第75条の2 第23条第6項の規定は、<u>法附則第15条第32項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する都市計画税について準用する。</u> 2 第23条第6項中「<u>法第349条</u>」とあるのは、「<u>第75条</u>」と読み替えるものとする。 2 第23条第7項の規定は、<u>法附則第15条第37項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用する。</u> (法第702条の4の都市計画税の税率) 第76条 -----略-----	(3) } { (7) (都市計画税の課税標準の特例) 第75条の2 第23条第6項の規定は、<u>法附則第15条第32項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する都市計画税について準用する。</u> 2 第23条第6項中「<u>法第349条</u>」とあるのは、「<u>第75条</u>」と読み替えるものとする。 2 第23条第7項の規定は、<u>法附則第15条第37項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用する。</u> 2 第23条第7項中「<u>法第349条又は第349条の2</u>」とあるのは、「<u>第75条</u>」と読み替えるものとする。 (法第702条の4の都市計画税の税率) 第76条 -----略-----	(3) } { (7) (都市計画税の課税標準の特例) 第75条の2 第23条第6項の規定は、<u>法附則第15条第31項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する都市計画税について準用する。</u> 2 第23条第7項の規定は、<u>法附則第15条第36項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用する。</u> (法第702条の4の都市計画税の税率) 第76条 -----略----- (<u>利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額</u>) 第76条の2 第24条の4及び第30条の4の規定は、<u>改修特別特定建築物に対して課する都市計画税について準用する。</u> (<u>用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例</u>) 第76条の3 第25条の規定は、<u>用途変更宅地等並びに令和6年度類似用途変更宅地等、令和7年度類似用途変更宅地等及び令和8年度類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税について準用する。</u>		

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

第79条 第25条の規定は、用途変更宅地等並びに令和6年度類似用途変更宅地

現	行	改 正 案
等、令和7年度類似用途変更宅地等及び令和8年度類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、同条中「法附則第18条の3の規定」とあるのは、「法附則第25条の3の規定」と読み替えるものとする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第80条 -----略-----	(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第79条 -----略-----	

吹田市市税条例の一部改正について

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日公布）により地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、吹田市市税条例の一部を改正するものです。

2 改正の主な内容

(1) 市民税（個人）

ア ひとり親控除額の引上げ

ひとり親控除額を 30 万円から 33 万円に引き上げます。

イ 住宅借入金等特別税額控除の期間延長

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限を令和 20 年度（2038 年度）から令和 25 年度（2043 年度）まで延長します。

(2) 固定資産税・都市計画税

ア 再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置の見直し（わがまち特例）

現在わがまち特例の対象としている再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光発電設備について、対象をペロブスカイト太陽電池に限定し、償却資産に係る固定資産税の課税標準額の特例割合を、地方税法の参酌基準と同じ 2 分の 1 とします。また、陸上風力発電設備について、償却資産に係る固定資産税の課税標準額の特例割合を、地方税法の参酌基準と同じ 3 分の 2 とします。

イ バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額措置の創設（わがまち特例）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障がい者等が利用する建築物（以下「特別特定建築物」という。）のうち、政府の補助を受けてバリアフリー改修工事を行った特別特定建築物に係る固定資産税及び都市計画税の減額割合を地方税法の参酌基準と同じ 3 分の 1 とします。

なお、ア及びイの吹田市市税条例に定める割合については、令和 8 年（2026 年）7 月 21 日の吹田市市税審議会に諮問の上、答申を得ています。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、2(1)のア「ひとり親控除額の引上げ」は令和 10 年（2028 年）1 月 1 日から、2(1)のイ「住宅借入金等特別税額控除の期間延長」は令和 9 年（2027 年）1 月 1 日から施行します。

吹田市消費生活センター条例現行・改正案対照表

は改正箇所	
現 行	改 正 案
(名称及び位置) 第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) -----略----- (2) 位置 吹田市朝日町 3 番 203 号	(名称及び位置) 第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) -----略----- (2) 位置 吹田市朝日町 3 番 505 号

吹田市消費生活センター条例の一部改正について

1 改正の理由

吹田市消費生活センターは、吹田市朝日町 3 番 203 号で主たる相談業務を行い、バリアフリー対応が必要な方の相談、要配慮個人情報など、慎重な取り扱いが求められる相談、研修及び会議を行うために、同建物内 506 号を賃借し、利用していました。相談者の利便性を向上するため、同じ建物内の吹田市朝日町 3 番 505 号に移転集約し、効果的かつ効率的な運営を進めようとするものです。

2 改正の内容

吹田市消費生活センターの位置を吹田市朝日町 3 番 505 号に変更します。

3 施行期日

令和 9 年（2027 年）1 月 1 日から施行します。

吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
(選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第6条 吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数が次の各号に掲げる候補者の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (1) } (2) } -----略----- (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて第6条各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担) 第9条 吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における候補者は、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数(以下「ポスター掲示場の数」という。)を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の	(選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第6条 吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における候補者は、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数が次の各号に掲げる候補者の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (1) } (2) } -----略----- (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて第6条各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担) 第9条 吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における候補者は、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数(以下「ポスター掲示場の数」という。)を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の

現 行	改 正 案
端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について

1 改正の理由

近年の物価変動等を踏まえ、令和 7 年（2025 年）6 月 4 日に公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部が改正されたため、同施行令に定める公費負担の単価の限度額との整合を図るよう、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 選挙運動用ビラの作成の公費負担

区分	現行単価	改正単価
1 枚当たり	7 円 73 銭	8 円 38 銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

区分	現行単価	改正単価
印刷費 1 枚当たり	541 円 31 銭	586 円 88 銭

3 施行期日等

公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙について適用します。

吹田市消防保安事務手数料条例現行・改正案対照表

現 行		改 正 案	は改正箇所
別表第3		別表第3	
1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の登録の申請に対する審査	-----略-----	1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の登録の申請に対する審査	-----略-----
9 法第37条の2第1項の許可の申請に対する審査		9 法第37条の2第1項の許可の申請に対する審査	
10 法第37条の3第1項の完成検査	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の2第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自らの行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項にお	10 法第37条の3第1項の完成検査	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の1第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自らの行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項にお

現 行		改 正 案	
	いて「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額に5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を加算した額 (2) -----略-----		いて「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額に5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を加算した額 (2) -----略-----
11 法第37条の4第1項の許可の申請に対する審査		11 法第37条の4第1項の許可の申請に対する審査	
14 法第37条の6第1項の保安検査		14 法第37条の6第1項の保安検査	

市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（建築工事）

1 請負金額

1, 152, 800, 000円（税込）

2 請負者

森長・リールエステート特定建設工事共同企業体

代表者 吹田市南清和園町16番9号

株式会社森長工務店 吹田支店

支店長 黒田 哲司

構成員 吹田市青山台3丁目34番14号

株式会社リールエステート

代表取締役 坂本 安市

3 別途発注工事

- （1）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（機械設備工事）
- （2）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（電気設備工事）
- （3）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（ガス設備工事）
- （4）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（植栽工事）

営 業 の 沿 革

株式会社森長工務店

創 業		昭和21年11月1日 (1946年)
創 業 後 の 沿 革	大阪府知事登録(い)第1532号	昭和24年11月26日 (1949年)
	株式会社 森長工務店に組織変更 (資本金1,000万円)	昭和33年7月31日 (1958年)
	大阪府知事許可(特、般-47)第1961号、(土、 建、と、ほ)(園)追加	昭和47年9月28日 (1972年)
	増資 資本金4,720万円	昭和48年8月4日 (1973年)
	代表取締役を森長亨二から森長堯熙に変更	昭和53年3月27日 (1978年)
	増資 資本金9,440万円	平成2年3月31日 (1990年)
	代表取締役を森長堯熙二から森長敬に変更	平成10年5月25日 (1998年)
	大阪府知事許可(特-21)第1961号、(大、左、 石、屋、タ、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、 具)追加	平成22年2月19日 (2010年)
	大阪府知事許可(特、般-23)第1961号、(園)廃 業	平成26年8月11日 (2014年)
	大阪府知事許可(特-28)第1961号、(解)追加	平成28年9月23日 (2016年)
	大阪府知事許可(特-3)第1961号	令和3年9月23日 (2021年)
	代表取締役を森長敬から森長寛に変更	令和7年3月1日 (2025年)

工事経歴書

株式会社森長工務店

工 事 名	発注者	請負金額（千円）	工 期
清水産業株式会社事務 所・倉庫新築計画	清水産業 株式会社	1,316,920	令和 6年（2024年） 4月 }
			令和 7年（2025年） 7月
（仮称）池田市石橋1丁 目Ⅱ共同住宅新築工事	井上建設 工業株式 会社	203,727	令和 6年（2024年） 9月 }
			令和 7年（2025年） 7月
柳瀬大阪営業所新築工事	株式会社 柳瀬	190,000	令和 7年（2025年） 1月 }
			令和 7年（2025年） 8月
エスタジオ湯里新築工事	株式会社 ジオプラン ニング	417,190	令和 7年（2025年） 1月 }
			令和 7年（2025年） 12月
大工大バイオものづくり センター新築工事	学校法人 常翔学園	437,800	令和 7年（2025年） 6月 }
			令和 8年（2026年） 3月
ニトリ平野店新築工事	株式会社 ニトリ	1,856,800	令和 7年（2025年） 6月 }
			令和 8年（2026年） 4月

株式会社森長工務店

貸借対照表

損益計算書

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位 千円)

[資産の部]		
1	流動資産	6,675,793
2	固定資産	3,714,665
3	繰延資産	0
資産合計		10,390,458
[負債の部]		
1	流動負債	1,648,641
2	固定負債	127,723
負債合計		1,776,365
[純資産の部]		
1	資本金	94,400
2	利益剰余金	9,383,898
3	自己株式	△ 864,205
純資産合計		8,614,093
負債純資産合計		10,390,458

(単位 千円)

[経常損益の部]		
1	営業損益	
	(1)売上高	5,218,437
	(2)売上原価	4,202,989
	売上総利益	1,015,447
	(3)販売費及び一般管理費	386,754
	営業利益	628,693
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	50,666
	(2)営業外費用	0
	経常利益	679,359
[特別損益の部]		
1	特別利益	0
2	特別損失	29,371
	税引前当期純利益	649,988
	法人税、住民税及び事業税	254,042
	当期純利益	395,945

委 任 状

令和 7 年11 月 12日

吹 田 市 長 宛

申請者 所 在 地 大阪市旭区中宮1丁目1番11号
商 号 又 は 名 称 株式会社 森長工務店
代表者役職名・氏名 代表取締役 森長 寛

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 吹田市南清和園町16番9号
商号又は名称 株式会社森長工務店
支店等の名称 吹田支店
役職名・氏 名 支店長 黒田 哲司

記

1 委任事項

- (1) 契約締結、入札、見積り並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
(5)

営 業 の 沿 革

株式会社リールエステート

創 業		昭和63年6月1日 (1988年)
創 業 後 の 沿 革	株式会社 リールエステート設立 資本金2,500万円	昭和63年6月1日 (1988年)
	大阪府知事許可（特－4）第90793号（土、建）	平成4年11月20日 (1992年)
	大阪府知事許可（特－7）第90793号（土、建）	平成7年11月20日 (1995年)
	増資 資本金4,000万円	平成7年12月13日 (1995年)
	大阪府知事許可（特－8）第90793号（と、ほ）	平成8年5月24日 (1996年)
	大阪府知事許可（特－12）第90793号（土、建、と、ほ）	平成12年11月20日 (2000年)
	大阪府知事許可（特－14）第90793号（園）	平成14年8月2日 (2002年)
	大阪府知事許可（特－17）第90793号（土、建、と、ほ、園）	平成17年11月20日 (2005年)
	大阪府知事許可（特－22）第90793号（土、建、と、ほ、園）	平成22年11月20日 (2010年)
	国土交通大臣許可（特－25）第24989号（土、建、と、ほ、園）	平成25年5月30日 (2013年)
	主たる営業所を吹田市山田東1丁目10番26号へ移転	平成29年2月1日 (2017年)
	国土交通大臣許可（特－30）第24989号（土、建、と、ほ、園）	平成30年5月30日 (2018年)
	国土交通大臣許可（般－4）第24989号（解）	令和4年4月21日 (2022年)
	国土交通大臣許可（特－5）第24989号（土、建、と、ほ）	令和5年5月30日 (2023年)
	主たる営業所を吹田市青山台3丁目34番14号へ移転	令和6年1月24日 (2024年)
	国土交通大臣許可（般－6）第24989号（塗）	令和6年7月11日 (2024年)

工事經歷書

株式会社リールエステート

工 事 名	発注者	請負金額（千円）	工 期
高槻西面マンション増築工事	株式会社 シテイトラスト不動産	74,745	令和 6 年（2024 年） 3 月 }
			令和 6 年（2024 年） 8 月
黒崎マンション増築工事	株式会社 ライフサービス	71,390	令和 6 年（2024 年） 4 月 }
			令和 6 年（2024 年） 11 月
江坂町 3 丁目マンション改築工事	株式会社 ライフサービス	70,180	令和 6 年（2024 年） 4 月 }
			令和 6 年（2024 年） 11 月
日ノ出町マンション増築工事	株式会社 シテイトラスト不動産	70,687	令和 6 年（2024 年） 5 月 }
			令和 6 年（2024 年） 12 月
山田市場マンション改築工事	株式会社 ライフサービス	64,317	令和 7 年（2025 年） 1 月 }
			令和 7 年（2025 年） 5 月
服部西町 1 丁目集合住宅改築工事	株式会社 シテイトラスト不動産	65,714	令和 7 年（2025 年） 1 月 }
			令和 7 年（2025 年） 11 月
二葉町 1 丁目共同住宅改築工事	株式会社 ライフサービス	67,666	令和 7 年（2025 年） 3 月 }
			令和 7 年（2025 年） 12 月
吹田市立青山台小学校洗浄室改修ほか工事（建築工事）	吹田市	80,996	令和 7 年（2025 年） 6 月 }
			令和 7 年（2025 年） 11 月

(7)

株式会社リールエステート

貸借対照表

(令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在)

(単位 千円)

[資産の部]		
1	流動資産	180,034
2	固定資産	1,339,233
3	繰延資産	0
資産合計		1,519,268
[負債の部]		
1	流動負債	782,975
2	固定負債	623,556
負債合計		1,406,532
[純資産の部]		
1	資本金	40,000
2	利益剰余金	72,736
純資産合計		112,736
負債純資産合計		1,519,268

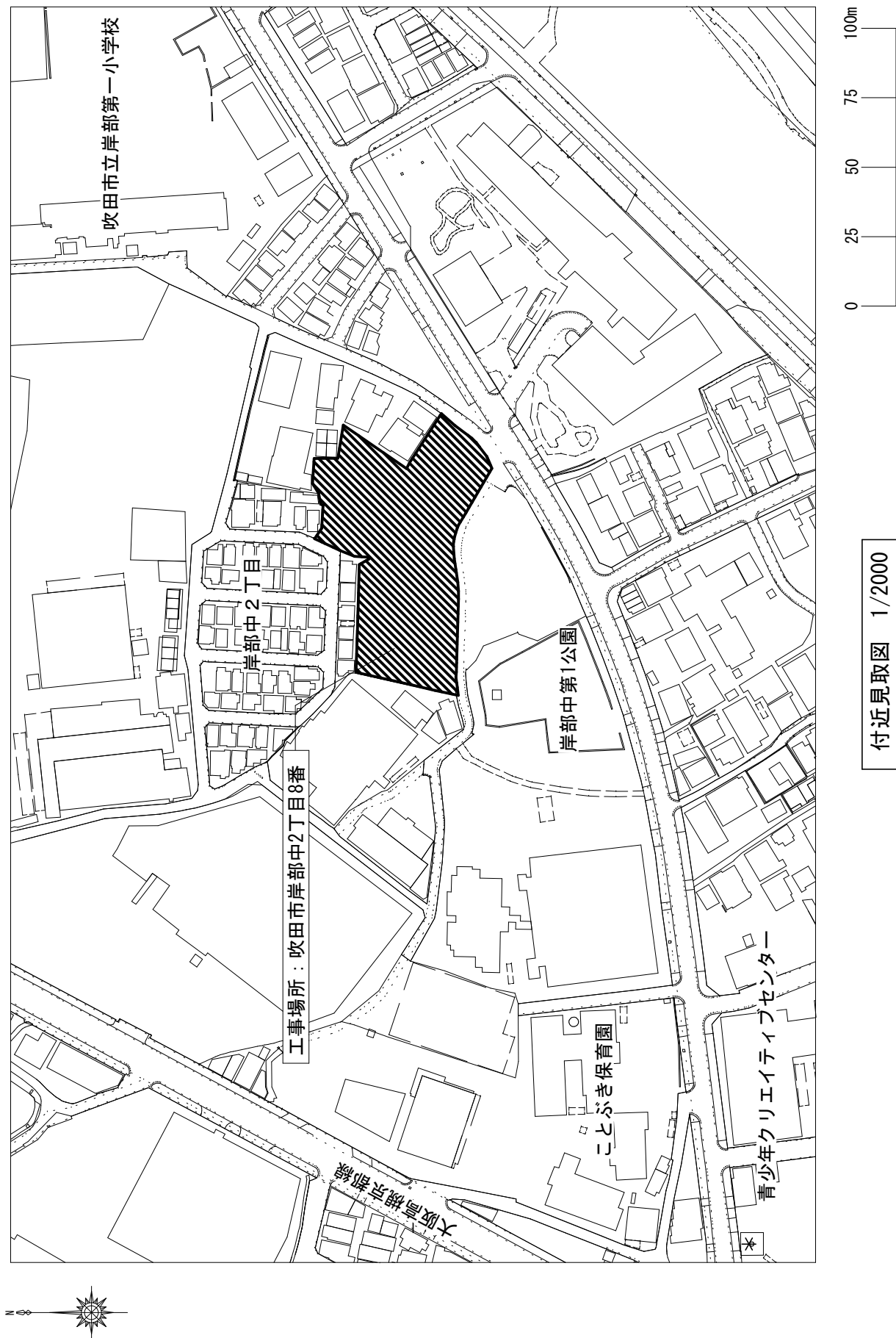
損益計算書

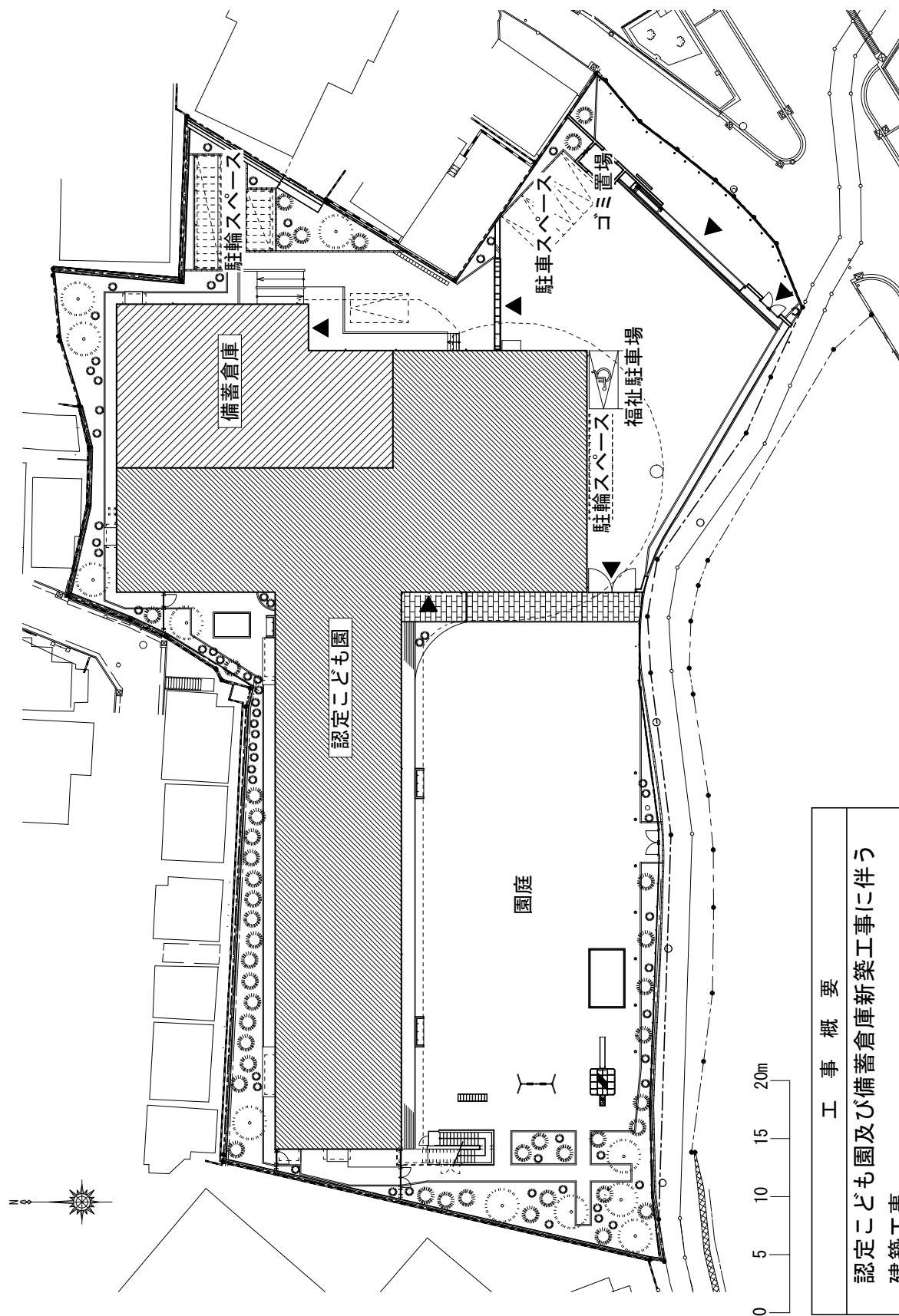
自 令和 7 年 1 月 1 日
至 令和 7 年 1 2 月 3 1 日

(単位 千円)

[経常損益の部]		
1	営業損益	
	(1)売上高	900,888
	(2)売上原価	563,270
	売上総利益	337,618
	(3)販売費及び一般管理費	346,087
	営業利益	△ 8,469
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	34,874
	(2)営業外費用	16,629
	経常利益	9,775
[特別損益の部]		
1	特別利益	10
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	9,786
	法人税、住民税及び事業税	2,440
	当期純利益	7,346

市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（建築工事）

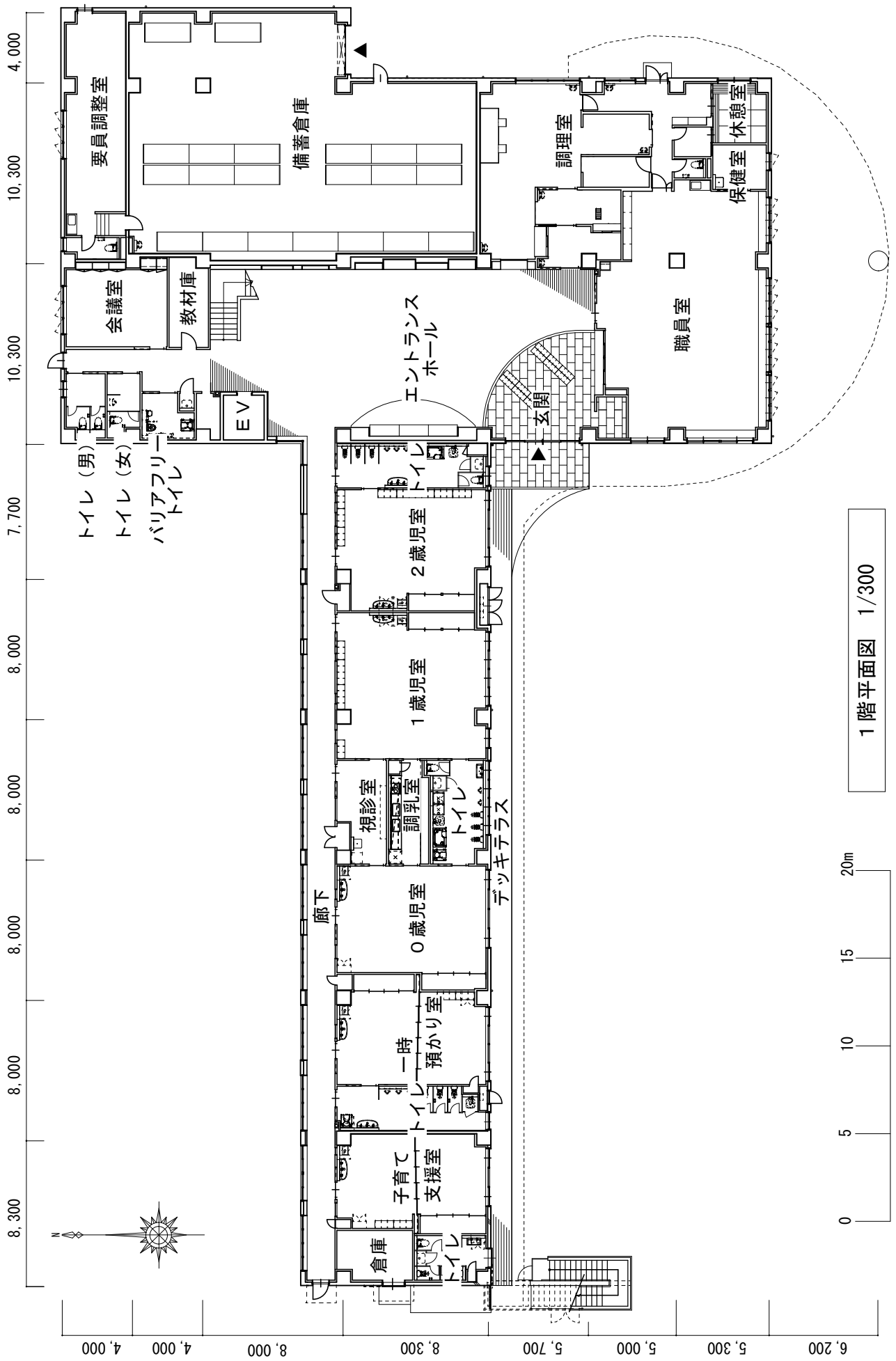




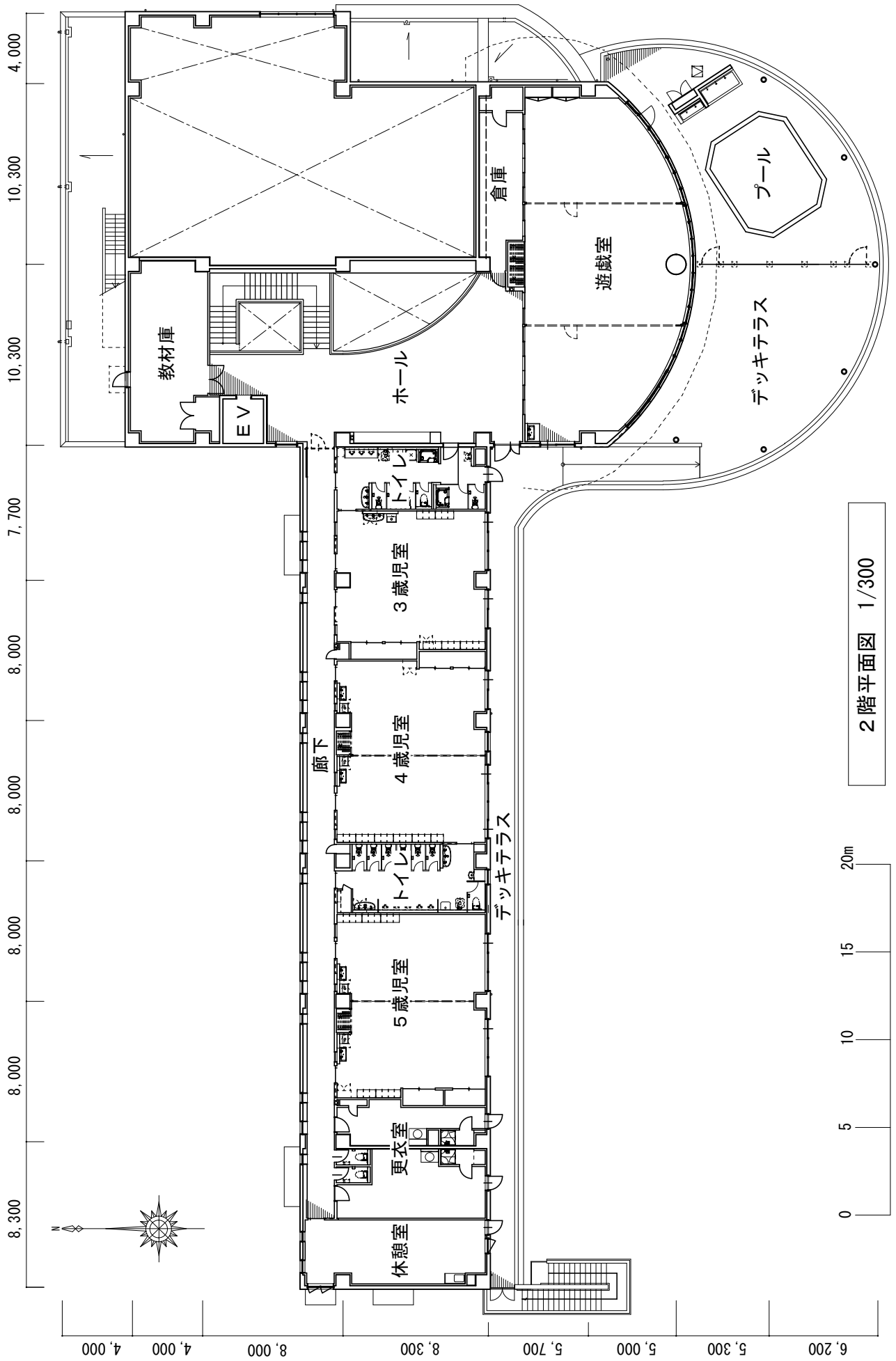
工 事 概 要	
認定こども園及び備蓄倉庫新築工事に伴う 建築工事	
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
延床面積	2,482㎡

配置図 1/500

(10)

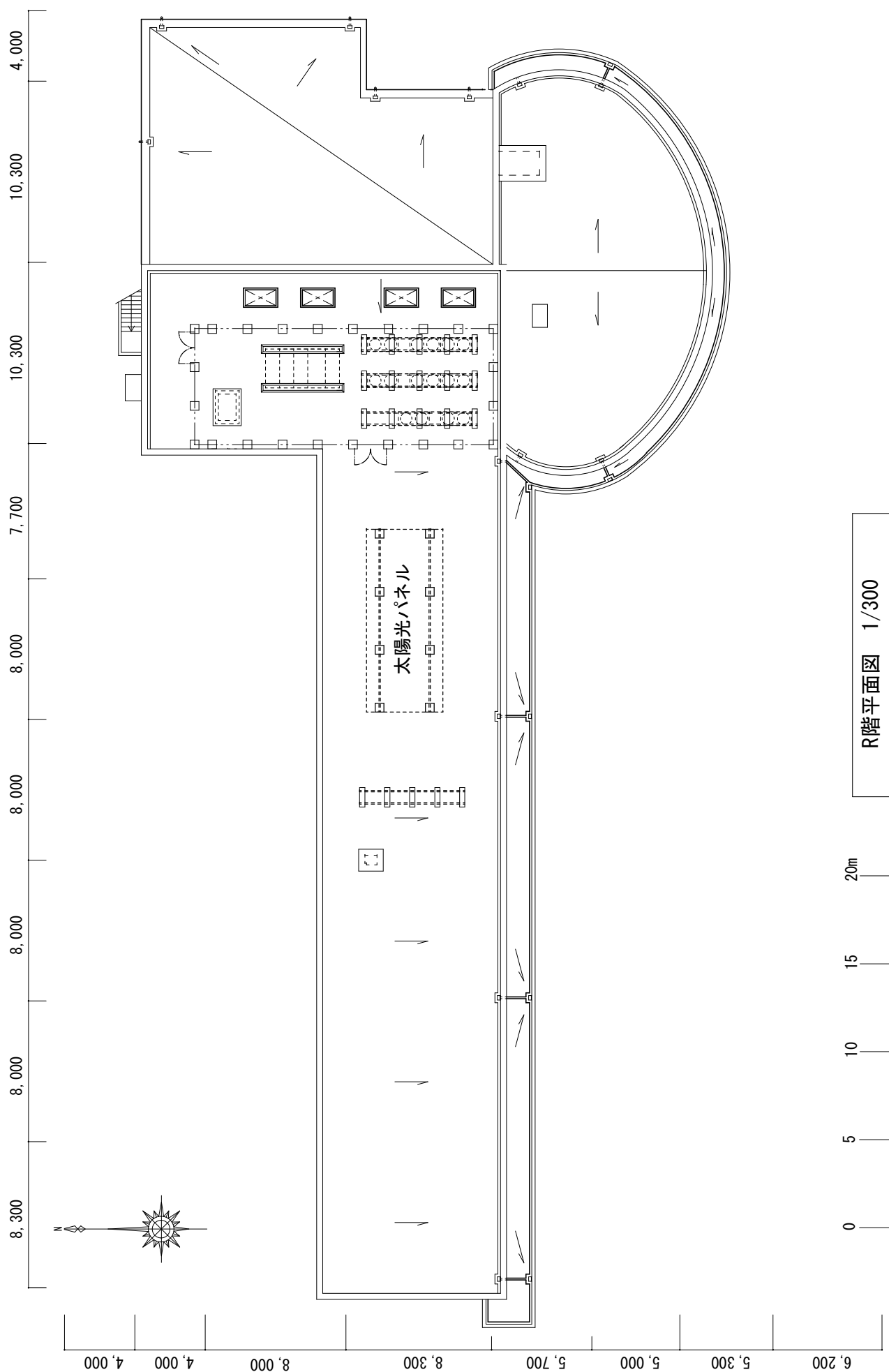


1 階平面図 1/300



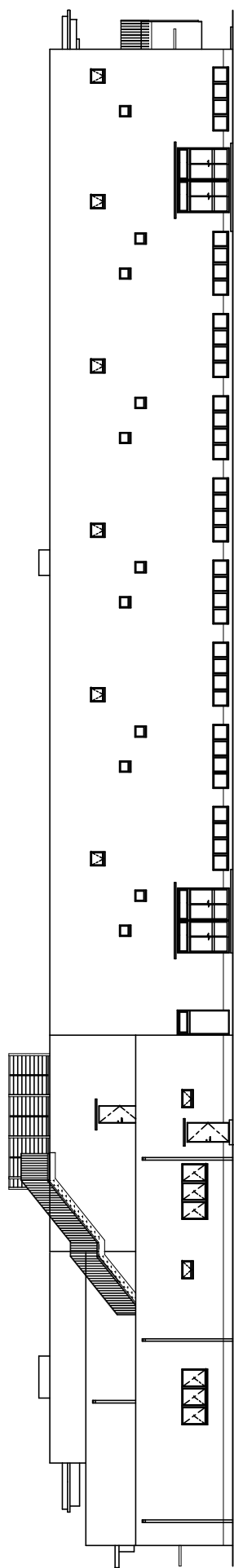
2階平面図 1/300

(12)

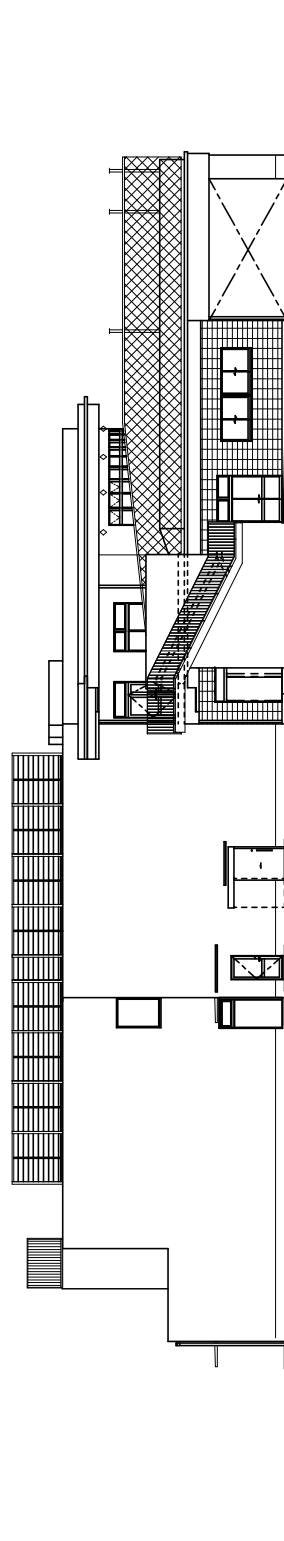


R階平面図 1/300

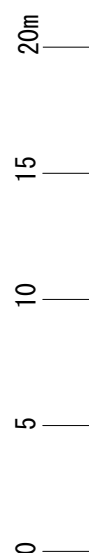
(13)



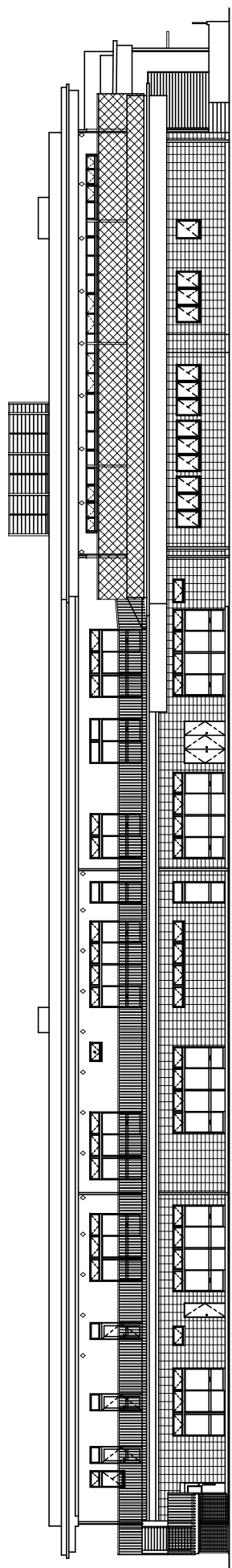
北側立面图 1/300



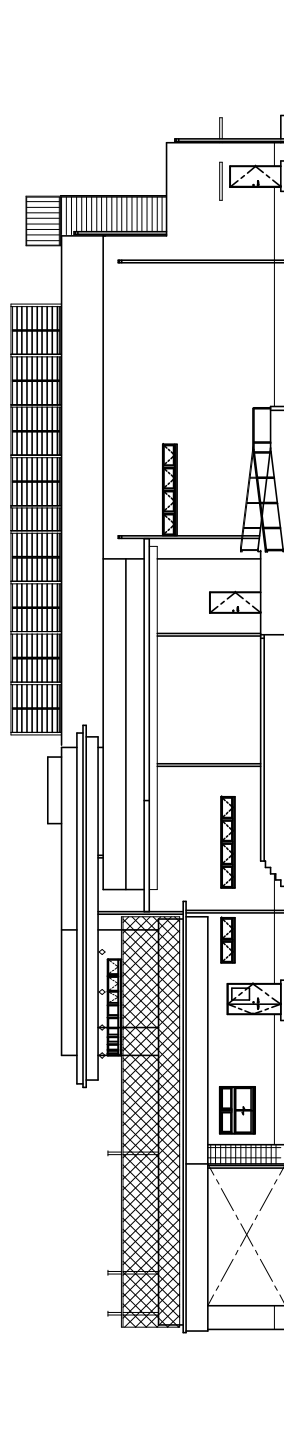
西側立面图 1/300



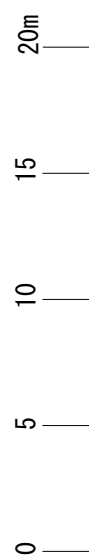
(14)



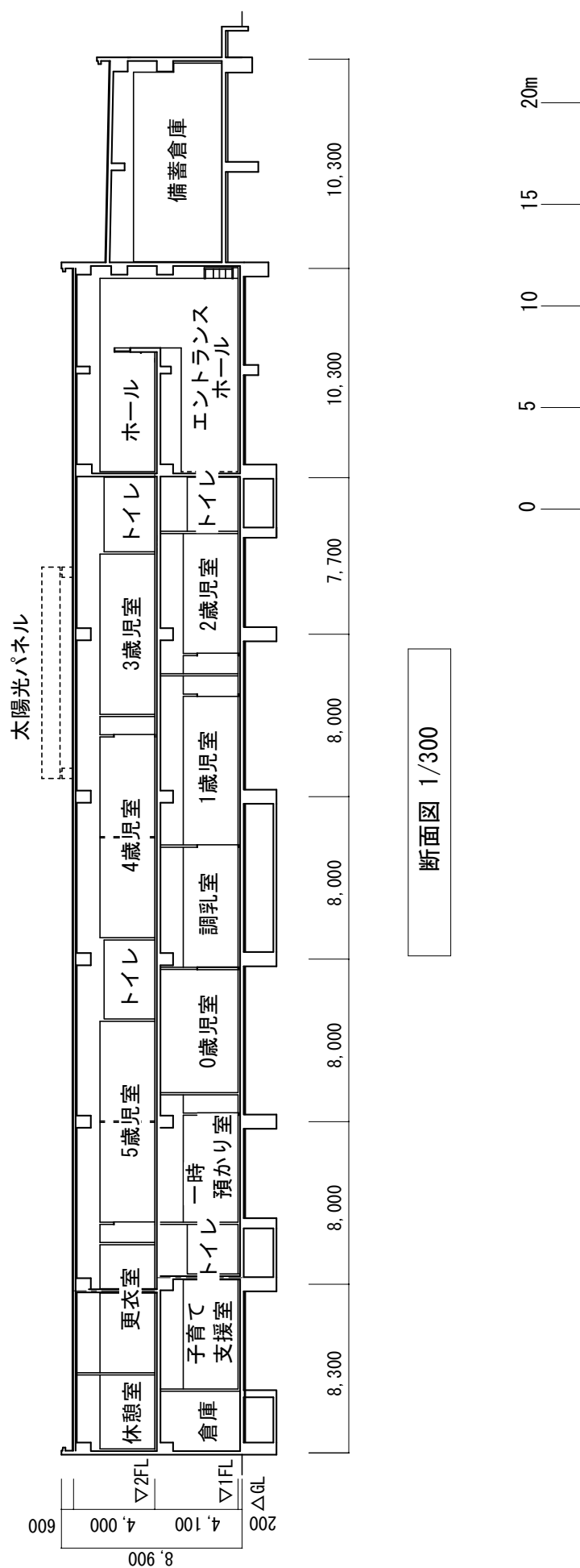
南側立面図 1/300



東側立面図 1/300



(15)



断面図 1/300

市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（電気設備工事）

1 請負金額

280,806,900円（税込）

2 請負者

日本設備・三光電気特定建設工事共同企業体

代表者 吹田市垂水町2丁目21番29号

日本設備工業株式会社

代表取締役 松本 響輝

構成員 吹田市江坂町3丁目32番22-1号

三光電気工業株式会社

代表取締役 石曾 根 亘

3 別途発注工事

（1）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（建築工事）

（2）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（機械設備工事）

（3）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（ガス設備工事）

（4）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（植栽工事）

営 業 の 沿 革

日本設備工業株式会社

創 業		昭和42年3月1日 (1967年)
創 業 後 の 沿 革	吹田市垂水町3丁目13番20号に日本設備工業所を設立	昭和42年3月1日 (1967年)
	日本設備工業株式会社に改組 資本金100万円	昭和43年9月6日 (1968年)
	本店営業所を吹田市西之町9番1号に移転	昭和45年10月1日 (1970年)
	資本金 400万円に増資	昭和56年1月21日 (1981年)
	資本金 500万円に増資	昭和56年2月7日 (1981年)
	吹田市垂水町2丁目21番29号に本店営業所及び倉庫新築移転	昭和56年5月5日 (1981年)
	資本金 1,100万円に増資	昭和63年10月14日 (1988年)
	資本金 1,820万円に増資	平成3年10月31日 (1991年)
	資本金 2,000万円に増資	平成14年12月3日 (2002年)
	建設業許可(特-7)第24636号	令和7年7月24日 (2025年)

工 事 經 歷 書

日本設備工業株式会社

工 事 名	発注者	請負金額（千円）	工 期	
吹田市立千里丘北小学校 ほか１校教室改修工事 （電気設備工事）	吹田市	2,824	令和 6 年（2024 年） 6 月	
			}	
			令和 6 年（2024 年） 9 月	
吹田市南吹田下水処理場 最終沈殿池照明設備工事	吹田市	63,877	令和 6 年（2024 年） 7 月	
			}	
			令和 7 年（2025 年） 2 月	
吹田市南吹田下水処理場 反応槽照明設備工事	吹田市	45,707	令和 6 年（2024 年） 7 月	
			}	
			令和 7 年（2025 年） 2 月	
吹田市立内本町コミュニ ティセンター改修工事 （電気設備工事）	吹田市	3,878	令和 6 年（2024 年） 7 月	
			}	
			令和 7 年（2025 年） 3 月	
吹田市破碎選別工場等改 修工事（電気設備工事）	吹田市	45,828	令和 6 年（2024 年） 7 月	
			}	
			令和 8 年（2026 年） 3 月	
吹田市立吹田南小学校ほ か５校照明器具改修工事	吹田市	2,786	令和 7 年（2025 年） 2 月	
			}	
			令和 7 年（2025 年） 3 月	
吹田市立高野台小学校支 援教室空調設備改修工事 （電気設備工事）	吹田市	3,527	令和 7 年（2025 年） 5 月	
			}	
			令和 7 年（2025 年） 6 月	
吹田市立千里第三小学校 職員室改修ほか工事（電 気設備工事）	吹田市	9,050	令和 7 年（2025 年） 6 月	
			}	
			令和 7 年（2025 年） 9 月	
吹田市立岸部第一小学校 ほか２校中学校５校更衣 休養室改修ほか工事（電 気設備工事）	吹田市	5,302	令和 7 年（2025 年） 11 月	
			}	
			令和 8 年（2026 年） 2 月	
吹田市立古江台小学校教 室改修ほか工事（電気設 備工事）	吹田市	13,380	令和 7 年（2025 年） 11 月	
			}	
			令和 8 年（2026 年） 3 月	
吹田市立第五中ほか１校 電気錠設置工事	吹田市	2,937	令和 7 年（2025 年） 12 月	
			}	
			令和 8 年（2026 年） 3 月	

日本設備工業株式会社

貸借対照表

(令和 7 年 8 月 3 1 日現在)

(単位 円)

[資産の部]		
1	流動資産	183,669,121
2	固定資産	165,769,051
3	繰延資産	0
	資産合計	349,438,172
[負債の部]		
1	流動負債	79,528,986
2	固定負債	24,460,000
	負債合計	103,988,986
[純資産の部]		
1	資本金	20,000,000
2	利益剰余金	227,452,186
3	自己株式	△ 2,003,000
	純資産合計	245,449,186
	負債純資産合計	349,438,172

損益計算書

自 令和 6 年 9 月 1 日
至 令和 7 年 8 月 3 1 日

(単位 円)

[経常損益の部]		
1	営業損益	
	(1)売上高	414,761,820
	(2)売上原価	230,102,470
	売上総利益	184,659,350
	(3)販売費及び一般管理費	114,774,851
	営業利益	69,884,499
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	812,327
	(2)営業外費用	633,528
	経常利益	70,063,298
[特別損益の部]		
1	特別利益	0
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	70,063,298
	法人税、住民税及び事業税	22,927,600
	当期純利益	47,135,698

営 業 の 沿 革

三光電気工業株式会社

創 業		平成3年3月25日 (1991年)
創 業 後 の 沿 革	三光電気工業株式会社設立 資本金1,000万円	平成3年3月25日 (1991年)
	大阪府知事許可（般－3）第86484号 電気工事業	平成3年7月12日 (1991年)
	資本金2,000万円に増資	平成21年6月29日 (2009年)
	大阪府知事許可（特－27号）第86484号 電気工事業	平成27年5月29日 (2015年)
	大阪府知事許可（般－29号）第86484号 消防施設工事業	平成29年6月16日 (2017年)
	大阪府知事許可（般－30号）第86484号 電気通信工事業	平成30年5月29日 (2018年)
	大阪府知事許可（特－2）第86484号 電気工事業（般－2）消防施設工事業・電気通信工事業 1本化	令和2年5月29日 (2020年)
	大阪府吹田市江坂町3丁目32番22-1号へ本店移転	令和3年6月21日 (2021年)
	大阪府知事許可（般－4）第86484号 管工事業	令和4年6月3日 (2022年)
	大阪府知事許可（特－7）第86484号 電気工事業（般－7）消防施設工事業・電気通信工事業・管工事業 1本化	令和7年5月29日 (2025年)
	代表取締役 石曽根 徳治→石曽根 亘 交代	令和7年6月10日 (2025年)

工 事 経 歴 書

三光電気工業株式会社

工 事 名	発注者	請負金額（千円）	工 期
主要地方道（新）大阪高槻京都線外道路照明灯修繕工事	大阪府	15,657	令和 6 年（2024 年） 4 月 }
			令和 7 年（2025 年） 3 月
吹田市立第三中学校校舎大規模改造 1 期工事（電気設備工事）	吹田市	36,824	令和 6 年（2024 年） 6 月 }
			令和 6 年（2024 年） 11 月
吹田市立豊津第二小学校校舎大規模改造 2 期（電気設備工事）	吹田市	21,453	令和 6 年（2024 年） 6 月 }
			令和 6 年（2024 年） 11 月
吹田市立豊津西中学校運動場ナイター施設 LED 照明設備更新工事	吹田市	42,362	令和 6 年（2024 年） 8 月 }
			令和 7 年（2025 年） 2 月
主要地方道（新）大阪高槻京都線外道路照明灯修繕工事	大阪府	26,536	令和 7 年（2025 年） 4 月 }
			令和 8 年（2026 年） 3 月
吹田市立青山台中学校ほか 1 校教室改修工事（電気設備工事）	吹田市	7,953	令和 7 年（2025 年） 6 月 }
			令和 7 年（2025 年） 9 月
吹田市立豊津西中学校校舎大規模改造 2 期工事（電気設備工事）	吹田市	17,731	令和 7 年（2025 年） 6 月 }
			令和 7 年（2025 年） 11 月
吹田市立青山台小学校洗浄室改修ほか工事（電気設備工事）	吹田市	23,670	令和 7 年（2025 年） 6 月 }
			令和 7 年（2025 年） 11 月
吹田市立中の島スポーツグラウンド野球場ナイター施設 LED 照明設備更新工事（電気設備工事）	吹田市	110,062	令和 7 年（2025 年） 6 月 }
			令和 8 年（2026 年） 1 月
吹田市立豊津西中学校昇降機設置工事（電気設備工事）	吹田市	9,017	令和 7 年（2025 年） 6 月 }
			令和 8 年（2026 年） 3 月

三光電気工業株式会社

貸借対照表

(令和 8 年 2 月 2 8 日現在)

(単位 円)

[資産の部]		
1	流動資産	61,099,302
2	固定資産	264,632,021
3	繰延資産	0
資産合計		325,731,323
[負債の部]		
1	流動負債	21,565,158
2	固定負債	60,000,000
負債合計		81,565,158
[純資産の部]		
1	資本金	20,000,000
2	利益剰余金	224,166,165
純資産合計		244,166,165
負債純資産合計		325,731,323

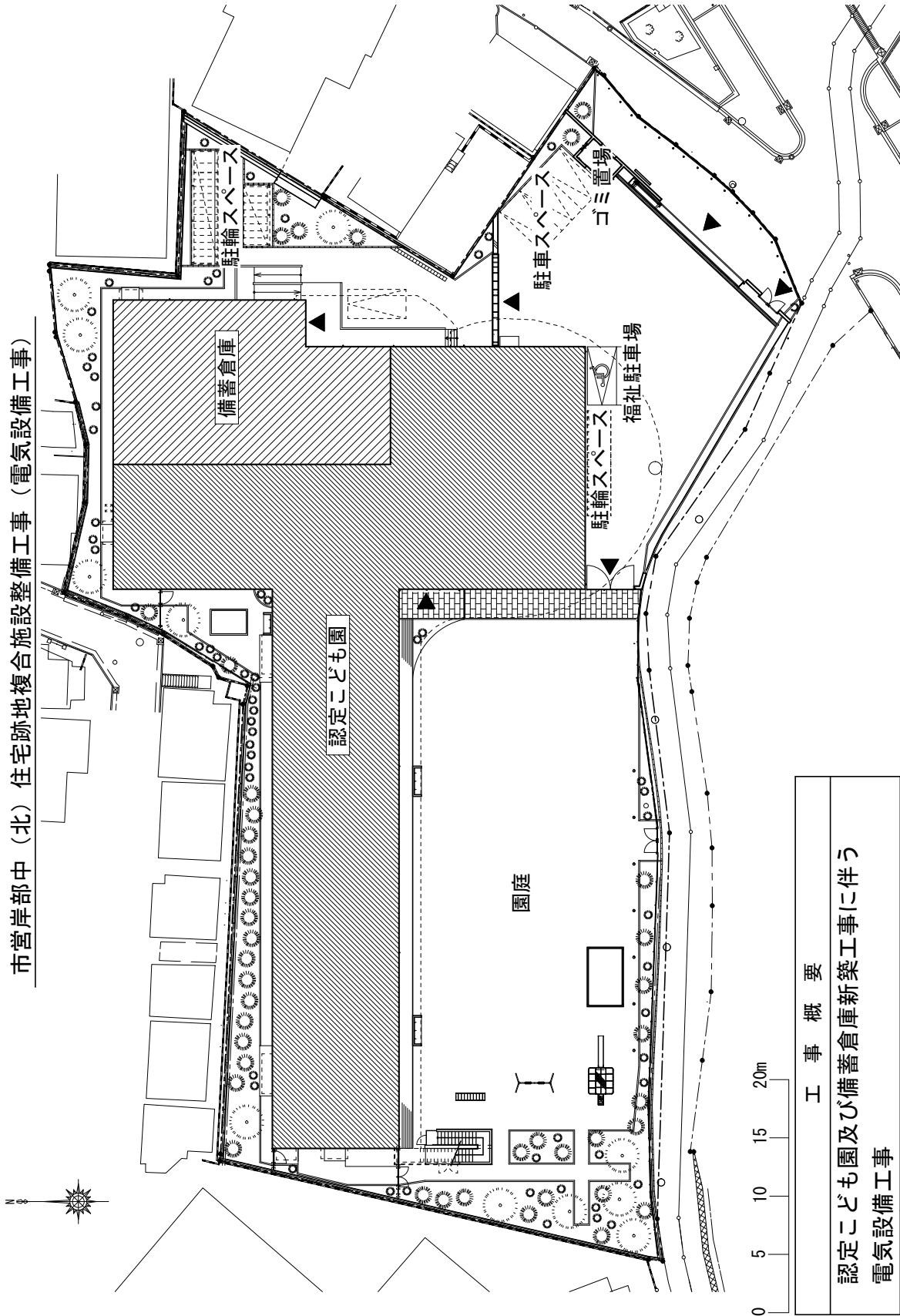
損益計算書

自 令和 7 年 3 月 1 日
至 令和 8 年 2 月 2 8 日

(単位 円)

[経常損益の部]		
1	営業損益	
(1)	売上高	334,664,120
(2)	売上原価	215,852,346
売上総利益		118,811,774
(3)	販売費及び一般管理費	73,490,537
営業利益		45,321,237
2	営業外損益	
(1)	営業外収益	2,555,083
(2)	営業外費用	1,405,358
経常利益		46,470,962
[特別損益の部]		
1	特別利益	0
2	特別損失	0
税引前当期純利益		46,470,962
法人税、住民税及び事業税		15,353,429
当期純利益		31,117,533

市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（電気設備工事）



工 事 概 要	
認定こども園及び備蓄倉庫新築工事に伴う 電気設備工事	
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
延床面積	2,482㎡

配置図 1/500

(8)

市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（機械設備工事）

1 請負金額

220,418,000円（税込）

2 請負者

吹田市泉町2丁目18番5-101号

鳳工業株式会社 吹田営業所

所長 中 田 孝

3 別途発注工事

（1）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（建築工事）

（2）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（電気設備工事）

（3）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（ガス設備工事）

（4）市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（植栽工事）

営 業 の 沿 革

鳳工業株式会社

創 業		昭和36年2月8日 (1961年)
創 業 後 の 沿 革	鳳瓦斯工事株式会社設立 資本の額 3,000万円	昭和36年2月8日 (1961年)
	建設業を開始	昭和36年3月28日 (1961年)
	大阪府知事登録(へ)第12085号	昭和36年3月28日 (1961年)
	新株式発行による資本金額の変更 資本の額5,000万円	昭和39年2月1日 (1964年)
	新株式発行による資本金額の変更 資本の額8,500万円	昭和41年12月15日 (1966年)
	新株式発行による資本金額の変更 資本の額10,000万円	昭和42年12月27日 (1967年)
	鳳工業株式会社へ社名変更	昭和58年11月1日 (1983年)
	建設大臣許可取得(特-58)第10688号(土、建、と、管、ほ、水)	昭和58年12月15日 (1983年)
	建設大臣許可業種追加(般-6)第10688号(消)	平成6年11月29日 (1994年)
	建設大臣許可業種追加(特-11)第10688号(電)	平成11年5月20日 (1999年)
	国土交通大臣許可業種追加(特-15)第10688号(防、園)	平成15年9月10日 (2003年)
	営業停止。大阪府の区域内におけるほ装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの(平成16年7月21日から平成16年8月4日までの15日間)	平成16年7月6日 (2004年)
	国土交通大臣許可業種追加(特-16)第10688号(大、左、石、屋、タ、鋼、筋、しゅ、板、ガ、塗、内、絶、具)	平成17年2月25日 (2005年)
	国土交通大臣許可業種追加(特-29)第10688号(解)	平成29年4月25日 (2017年)

工事經歷書

鳳工業株式会社

工 事 名	発注者	請負金額（千円）	工 期
（仮称）豊中南校建設事業	ササベ設備(株)	1,388,673	令和 6年（2024年） 7月 }
			令和 8年（2026年） 2月
杉本キャンパス田中記念館空気調和設備改修その他機械設備工事	公立大学法人大阪	152,761	令和 6年（2024年） 8月 }
			令和 7年（2025年） 3月
摂津市立摂津小学校外3校屋内運動場空調設備設置工事	摂津市	243,194	令和 6年（2024年） 11月 }
			令和 7年（2025年） 8月
市立池田病院手術室空調設備更新工事（Ⅲ期）	池田市	78,474	令和 6年（2024年） 12月 }
			令和 7年（2025年） 6月
川西能勢口駅東旅客トイレリフレッシュ工事のうち設備工事	阪急電鉄(株)	12,760	令和 7年（2025年） 1月 }
			令和 7年（2025年） 3月
（仮称）ヤッホーブルーイング大阪ブルワリー計画	前田建設工業(株)	279,950	令和 7年（2025年） 2月 }
			令和 7年（2025年） 12月
川西市立清和台中学校体育館空調設備設置工事	川西市	68,260	令和 7年（2025年） 4月 }
			令和 7年（2025年） 8月
川西市立緑台小学校・陽明小学校体育館空調設備設置工事	川西市	102,516	令和 7年（2025年） 4月 }
			令和 7年（2025年） 11月
鳳工業(株)本社研修所棟新築工事	(株)鴻池組	124,850	令和 7年（2025年） 5月 }
			令和 8年（2026年） 5月
吹田市立青山台小学校洗浄室改修ほか工事（ガス設備工事）	吹田市	2,750	令和 7年（2025年） 6月 }
			令和 7年（2025年） 11月

(3)

鳳工業株式会社

貸借対照表

(令和 7 年 1 1 月 3 0 日現在)

(単位 千円)

[資産の部]		
1	流動資産	14,672,972
2	固定資産	7,398,667
3	繰延資産	0
資産合計		22,071,639
[負債の部]		
1	流動負債	5,320,638
2	固定負債	1,599,575
負債合計		6,920,214
[純資産の部]		
1	資本金	100,000
2	利益剰余金	13,840,855
3	その他有価証券差額金	1,210,570
純資産合計		15,151,425
負債純資産合計		22,071,639

損益計算書

自 令和 6 年 1 2 月 1 日

至 令和 7 年 1 1 月 3 0 日

(単位 千円)

[経常損益の部]		
1	営業損益	
(1)	売上高	20,955,728
(2)	売上原価	17,842,495
	売上総利益	3,113,233
(3)	販売費及び一般管理費	1,272,817
	営業利益	1,840,416
2	営業外損益	
(1)	営業外収益	196,609
(2)	営業外費用	50,999
	経常利益	1,986,026
[特別損益の部]		
1	特別利益	10,000
2	特別損失	10,361
	税引前当期純利益	1,985,664
	法人税、住民税及び事業税	649,346
	当期純利益	1,336,317

(変更届用)

委任状

令和 8 年 7 月 1 日

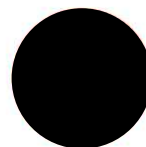
吹田市長 宛

申請者 所在地 大阪府大阪市此花区伝法4-3-59
商号又は名称 鳳工業株式会社
代表者役職名・氏名 代表取締役社長 齊藤 伸一



次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 吹田市泉町2-18-5メゾンドセイサ101号室
商号又は名称 鳳工業株式会社
支店等の名称 吹田営業所
役職名・氏名 所長 中田 孝



記

1 委任事項

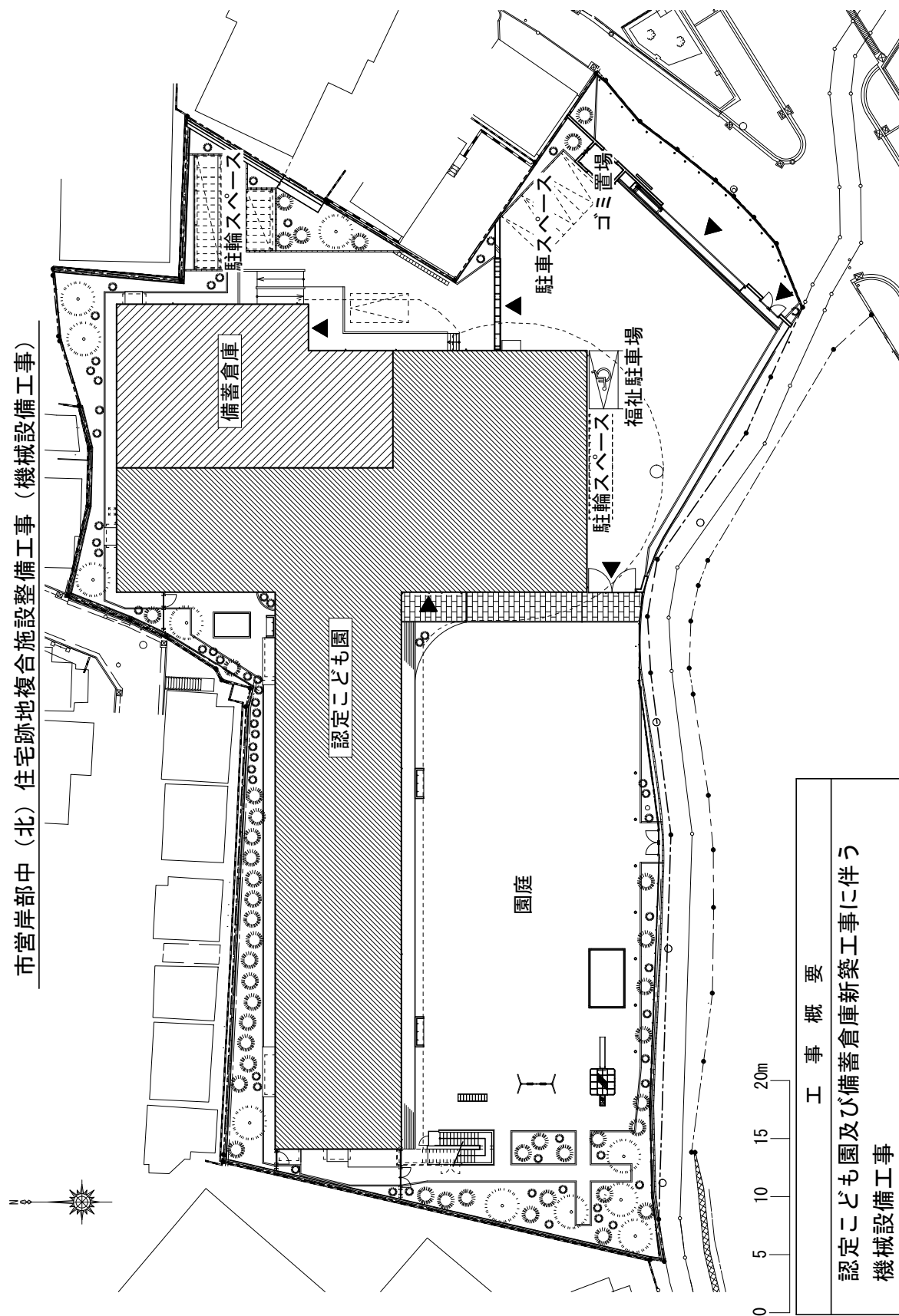
- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

認定変更日 から 吹田市入札参加資格有効期限 まで

(5)

市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（機械設備工事）



工 事 概 要	
認定こども園及び備蓄倉庫新築工事に伴う 機械設備工事	
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
延床面積	2,482㎡

配置図 1/500

(6)

吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事請負契約の
一部変更について

- 1 工事名 吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事
- 2 工事場所 吹田市泉町 2 丁目 29 番 1 号
- 3 工期 令和 7 年（2025 年）10 月 1 日から令和 9 年（2027 年）1 月 8 日まで
- 4 変更部分 請負金額
変更前 189,000,900 円（うち消費税等の額 17,181,900 円）
変更後 192,597,900 円（うち消費税等の額 17,508,900 円）
増 額 3,597,000 円（うち消費税等の額 327,000 円）
- 5 変更理由 国から要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書
第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変
更するもの。

公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

1 事故の概要

令和8年6月10日午前8時50分頃、都市魅力部シティプロモーション推進室職員運転の小型乗用車が、吹田第三小学校北門駐車場において、駐車のため後進したところ、駐車中の相手方法人所有の小型乗用車に接触し、同車が損傷したものです。

2 当事者

(相手方) 吹田市内本町3丁目1番5号
合同会社知己
代表社員 樋口 英樹

(損害賠償義務者) 吹田市
代表者 吹田市長 後 藤 圭 二

3 相手方損害額

自動車修理代	350,000円
レンタカー代	189,000円
合 計	539,000円

4 損害賠償額

539,000円

5 保険による給付

本件事故に係る損害賠償額は、保険により全額給付されるものです。

吹田市議会議員及び市長選挙執行事業並びに大阪府議会議員及び知事選挙執行事業における期日前投票所の移設及び増設について

1 事業の内容

近年、期日前投票制度の定着により、期日前投票者数及び投票者全体に占める期日前投票者の割合が増加しています。吹田市では現在3か所(市役所本庁舎、千里ニュータウンプラザ及びららぽーと EXPOCITY)に期日前投票所を設置していますが、直近の選挙において、各投票所に利用者が集中し、1時間以上の待ち時間が発生しました。

令和9年(2027年)4月に実施される統一地方選挙に向けて、期日前投票所について、混雑緩和及び選挙人の利便性の向上を図るため、市役所本庁舎からメイシアターへの移設、ららぽーと EXPOCITY の設置日数の拡大及び江坂図書館の新規増設を行うものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 19 千円

(款)総務費(項)選挙費(目)吹田市議会議員及び市長選挙執行費

(大事業)選挙管理委員会事業(小事業)吹田市議会議員及び市長選挙執行事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	19	期日前投票所の増設に係る費用

歳出予算 7,436 千円

(款)総務費(項)選挙費(目)大阪府議会議員及び知事選挙執行費

(大事業)選挙管理委員会事業(小事業)大阪府議会議員及び知事選挙執行事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	643	期日前投票所の増設及び運営に係る費用
委託料	4,852	
備品購入費	1,941	

(2) 歳入予算（特定財源） 2,584 千円

（款）府支出金（項）委託金（目）総務費委託金

節名称	予算額(千円)	説明等
大阪府議会議員選挙 執行委託費委託金	1,292	-
大阪府知事選挙 執行委託費委託金	1,292	

(3) 債務負担行為

（変更）

事項	期間	変更前限度額	変更後限度額
吹田市議会議員及び 市長選挙執行業務	令和8年度 ～令和9年度	174,984 千円	177,983 千円
大阪府議会議員及び 知事選挙執行業務	令和8年度 ～令和9年度	91,492 千円	94,891 千円

3 今後の予定

令和8年（2026年）10月	各種入札等契約執行
11月	ネットワーク工事開始
令和9年（2027年）2月	ネットワーク工事完了
3月	検証作業

公共交通施設等対策事業における豊中市・吹田市自動運転 EV バス社会実装
事業について

1 事業の内容

全国的なバス運転士不足は本市にとっても深刻な課題であり、バス路線の廃止等による輸送力の低下が進んでいます。本取組は、これらを補完する自動運転技術の実証実験を通じて道路環境への適合性や運行管理体制の検証、市民の受容性向上を図り、将来的には運転士不足を解消し、誰もが移動しやすい持続可能な公共交通の実現を目指します。

国は今年 1 月に、路線バス等の自動運転化について、先行的事業化地域等の社会実装を令和 9 年度（2027 年度）に終え、全国へ事業化を推進するため、令和 12 年度（2030 年度）に自動運転サービス車両数を 1 万台とする数値目標を設定しました。このような状況のもと、豊中市、吹田市、関西電力、阪急電鉄の 4 者により、（仮称）豊中市・吹田市自動運転 EV バス社会実装事業コンソーシアムを立上げ、一定の条件下で無人運行が可能となるレベル 4 自動運転の実現を目指した、官民連携による実証実験を実施するものです。具体的には、千里中央駅から北千里駅を発着する既存バス路線である千里ニュータウン線 71 系統において、EV バス車両を用いて、運転士が担っている認知・判断・操作を AI システムに学習させ、段階的に安全性を高め、最短で令和 11 年度（2029 年度）にレベル 4 自動運転の認可取得を目指します。今年度は、走行データの収集、試乗会等を実施予定です。

全国的に取り組みが進んでいく中で、実験車両の確保等の条件が厳しくなっていく見込みであることと併せて、7 月には、国から地域未来交付金の追加募集があったことから、国の支援を最大限に活用し、車両確保などの実証実験が可能となる実施機会に確実に取り組むため、コンソーシアムの構成員として負担金を支出するものです。

2 予算額

歳出予算 5,000 千円

（款）土木費（項）道路橋梁費（目）交通対策費

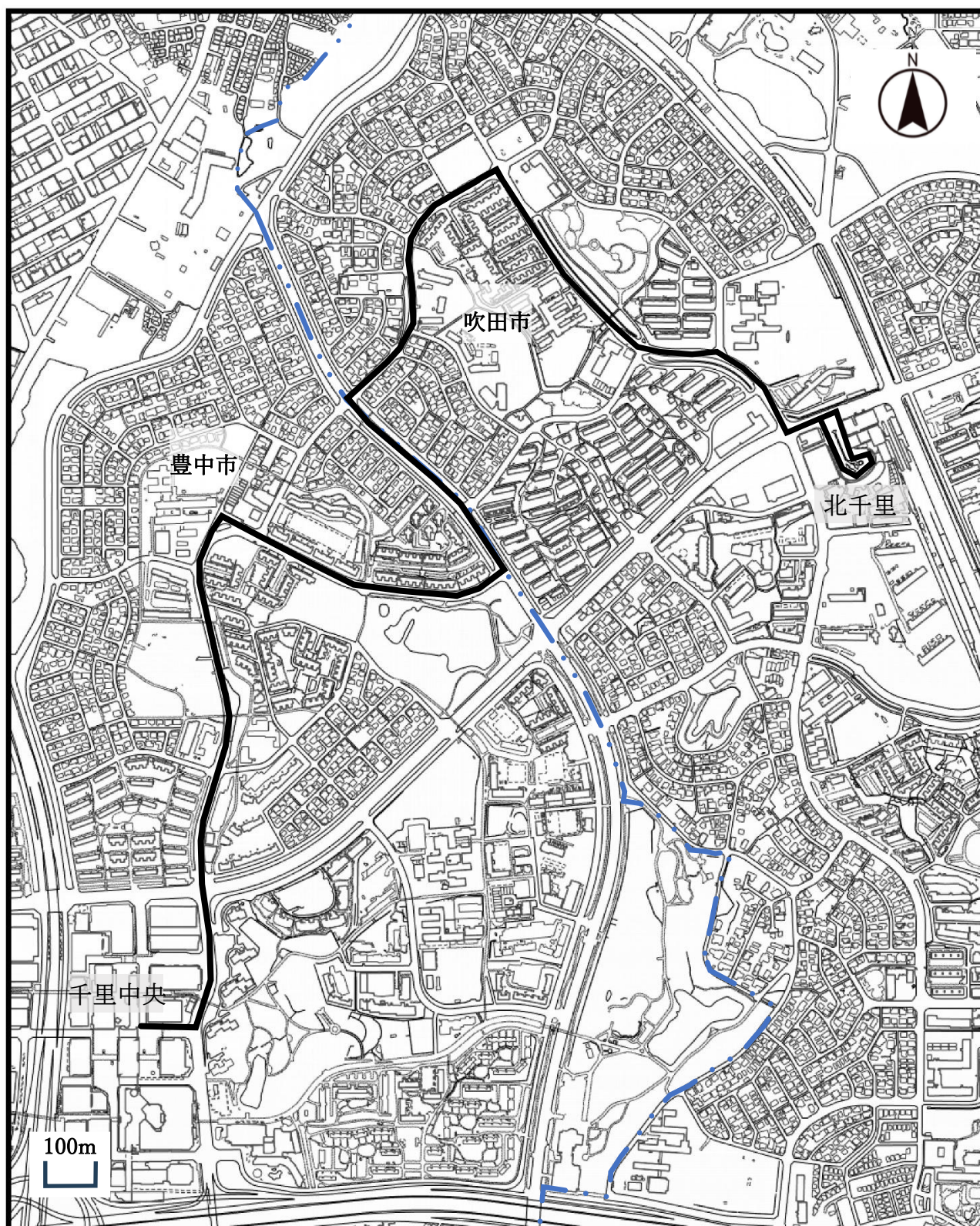
（大事業）交通対策事業（小事業）公共交通施設等対策事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	5,000	コンソーシアムに係る負担金

3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）11 月頃	内閣府地域未来交付金交付決定／コンソーシアム立上
令和 9 年（2027 年）2 月頃	実証運行（3 日間）

豊中市・吹田市自動運転 EV バス社会実装事業 位置図
千里ニュータウン線 71 系統 (約 3.8km)



市営住宅整備費積立事業における旧市営岸部北住宅跡地売払収入の基金への
積み立てについて

1 事業の内容

本市では、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する市営住宅の適切な管理に取り組んでおり、老朽化が進んだ住棟は、建替事業を実施しています。

集約や統合による建替事業を実施することにより、公的利用の見込みがなくなった土地は普通財産として売却し、売払収入を将来の建替事業や老朽化が進む市営住宅の整備に活用するため、市営住宅整備基金に積み立てています。

建替事業により用途廃止した旧市営岸部北住宅跡地については、大阪府から現在進めている都市計画道路豊中岸部線（岸部南工区）街路事業の事業関連用地として使用したい旨の申し入れがあったため、本年5月に大阪府土地開発公社（※）と売買契約を締結しました。当該売買契約は、年度の前半での契約であり、その売払収入は今年度内に運用が見込めるため、本定例会において予算計上し、市営住宅整備基金に積み立てようとするものです。

※大阪府土地開発公社は、大阪府の公共事業用地の代行買収者です。

2 予算額

(1) 歳出予算 434,275 千円

（款）土木費（項）住宅費（目）市営住宅整備費積立金

（大事業）市営住宅事業（小事業）市営住宅整備費積立事業

節名称	予算額(千円)	説明等
積立金	434,275	

(2) 歳入予算（特定財源） 434,275 千円

（款）財産収入（項）財産売払収入（目）不動産売払収入

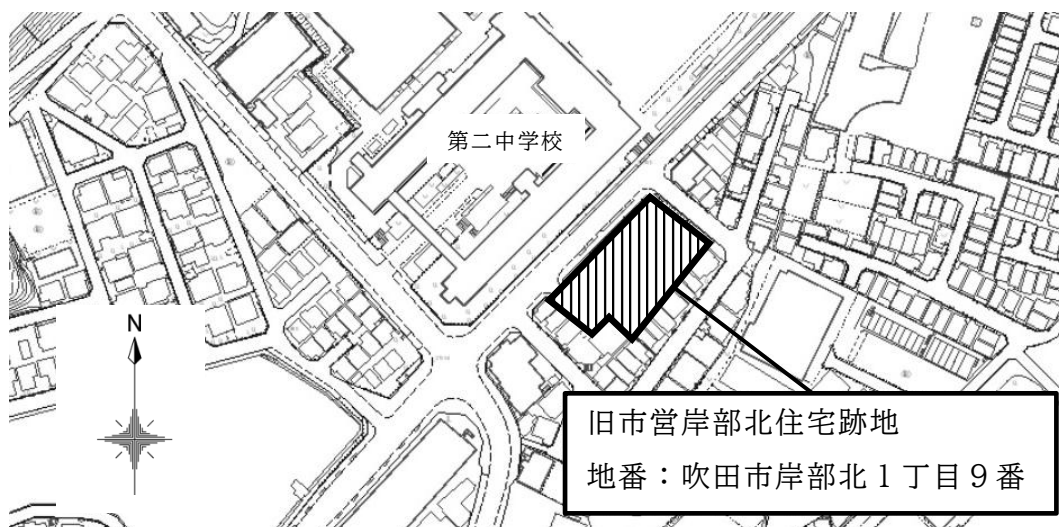
節名称	予算額(千円)	説明等
土地売払収入	434,275	旧市営岸部北住宅跡地売却代

3 経過

令和4年（2022年）9月	市営岸部北住宅を用途廃止
令和7年（2025年）9月	大阪府から売払い検討依頼
令和8年（2026年）1月	大阪府から売払い申請
2月	旧市営岸部北住宅の解体工事完了

(1)

4 位置図



防災対策事業における循環型トイレの整備について

1 事業の内容

(1) 趣旨

災害時における避難所は生命の安全が第一ですが、近年の大規模災害で改めて課題となった災害関連死のリスク減少のため、一定の生活環境とりわけトイレ環境に関する対策は喫緊の課題です。

本市では、これらの対策の一環として、上下水道に依存しない循環機能を備えた耐災害性の高い循環型トイレを令和 7 年度（2025 年度）に市役所本庁舎に試行的に導入しました。

利用状況や維持管理における効果検証の結果、有事のみならず平時から一般的なトイレと同様に利用できるものと評価しており、早期のトイレ環境改善を目的として、指定避難所である小学校への循環型トイレの整備を進めるものです。

(2) 設置場所

市域のバランスを考慮し、市内 6 地域（①JR 以南、②片山・岸部、③豊津・江坂・南吹田、④千里山・佐井寺、⑤山田・千里丘、⑥千里ニュータウン、万博・阪大）に 1 校ずつ（全 6 校）段階的に配置します。

令和 8 年度（2026 年度）は 2 校（北部と南部に 1 校ずつ）、令和 9 年度（2027 年度）は未設置地域の 4 校に設置するものとし、処理ユニットの配置に必要なスペースや動線等の校内の状況を考慮した結果、今年度は吹田第六小学校と高野台小学校の 2 校への設置を予定しています。

2 予算額

歳出予算 37,972 千円

（款）消防費（項）消防費（目）災害対策費

（大事業）防災対策事業（小事業）防災対策事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等（2 校分）
委託料	37,972	保守点検業務（44 千円） 循環型トイレ機能構築業務（37,928 千円）

上記のうち 37,900 千円は消防防災施設設備整備事業債を財源とします

3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）10 月	2 校分の入札執行
11 月	業務委託契約締結
令和 9 年（2027 年）1 月	循環型トイレ設置（冬休み期間中）
2 月	運用開始

教育委員会事務局の電話交換機の更新について

1 事業の内容

吹田市情報通信基盤網の更改に伴い、本庁や学校を含む各施設間の通話に利用している IP 内線電話が、令和 8 年度（2026 年度）中にアナログ回線からデジタル回線へ切り替えられる予定です。

デジタル回線への切替え後も教育委員会事務局で IP 内線電話を使用できるよう、さんくす 3 番館 4 階に設置している電話交換機の更新を行うものです。あわせて、電話での応対を円滑に進めるため、市民対応が多い室課を中心にナンバーディスプレイ表示が可能なデジタル多機能電話機を導入します。

2 予算額

歳出予算 6,846 千円

（款）教育費（項）教育総務費（目）教育委員会費

（大事業）教育総務事業（小事業）教育総務事業

節名称	予算額(千円)	説明等
備品購入費	6,846	電話交換機 3,814 千円
		多機能電話機 32 台 1,894 千円
		設置作業費 1,138 千円

3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）11 月	事業者選定及び契約締結
令和 9 年（2027 年）1 月	さんくす 3 番館 4 階の電話交換機の更新
2 月	吹田市 IP 内線電話網をデジタル回線へ切替え

教育ネットワーク及び関連システムの再構築について

1 事業の内容

市立小・中学校及び教育委員会において、GIGA スクール構想の開始に伴い令和 2 年度（2020 年度）に導入した学習系ネットワークと、令和 4 年度（2022 年度）に再構築を行った校務系ネットワークを運用しており、ともに令和 9 年（2027 年）12 月に現行契約の終了を迎えます。

これまで教育委員会が市立小・中学校を含めて一括管理してきたこれら 2 つのネットワークについて、近年のクラウド利用の拡大に伴う通信帯域のひっ迫や、セキュリティ脅威の増大など、学校現場での運用課題が顕在化しています。

こうした背景から、現行契約の終了に合わせて、文部科学省の最新の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、次世代の教育基盤となるネットワークの最適な再構築を進めるとともに、関連システムの再構築を同時に実施するものです。

2 教育ネットワーク及び関連システムの詳細

調達 番号	事項	概要及び目的	担当室課
1	学校徴収金システム再構築 及び運用保守・ 債権管理システム連携構築	令和 10 年度（2028 年度）から実施する公会計化等に対応したシステム再構築と債権管理システムとの連携による滞納整理の強化	学校教育室
2	教職員人事情報・ 出退勤管理システム再構築 及び運用保守	府費負担教職員の発令事項等の管理及び市立小・中学校で働く府費及び市費負担教職員の出退勤、各種休暇を管理するシステム	教職員課
3	教育ネットワーク再構築 及び運用保守	校務の効率化と ICT 教育の実現に向け、最新技術と高いセキュリティを備えた合理的なネットワークとシステムに刷新し、ゼロトラスト環境で校務系・学習系ネットワークを統合	教育センター

4	インターネット回線敷設 及び運用保守	学校や教育委員会関連拠点から教育ネットワークへ接続するための回線を敷設	教育センター
5	学習系システム導入 及び運用保守	ICTを活用した効果的な学習環境の提供と個々の学習ニーズに応じた学習支援を実現するため、GIGA 端末からアクセスする学習支援教材	教育センター
6	校務支援システム再構築 及び運用保守	市立小・中学校の校務を支援するためのシステム。教室内での利活用の推進や学習系システムとの連携を強化	学校教育室 教育センター
7	学校図書館システム再構築・ 運用保守及び機器賃貸借	図書の貸出・返却や蔵書管理等、学校図書の運用全般を管理するシステム	教育センター

3 予算額

(1) 歳出予算 17,151 千円

一般会計（款）教育費 （項）教育総務費 （目）教育委員会費
（大事業）教育総務事業 （小事業）教育総務事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	5,702	教職員人事情報・出退勤管理システム再構築 業務委託料

一般会計（款）教育費 （項）教育総務費 （目）教育センター費
（大事業）学校教育推進事業 （小事業）学校教育情報通信ネットワーク事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	17	校務支援システム再構築・運用保守業務 事業者選定学識経験者謝礼金
委託料	11,432	教育ネットワーク再構築業務委託料 3,432 千円 校務支援システム再構築業務委託料 8,000 千円

(2) 債務負担行為

(追加)

事項	教育ネットワーク及び関連システム再構築・運用保守業務
期間	令和 8 年度（2026 年度）～令和 14 年度（2032 年度）
限度額	4,642,498 千円

(参考) 債務負担行為の内訳

調達 番号	事項	内訳額	担当室課
1	学校徴収金システム再構築 及び運用保守・ 債権管理システム連携構築	84,835 千円	学校教育室
2	教職員人事情報・ 出退勤管理システム再構築 及び運用保守	71,275 千円	教職員課
3	教育ネットワーク再構築 及び運用保守	3,170,711 千円	教育センター
4	インターネット回線敷設 及び運用保守	107,554 千円	教育センター
5	学習系システム導入 及び運用保守	414,951 千円	教育センター
6	校務支援システム再構築 及び運用保守	614,720 千円	学校教育室 教育センター
7	学校図書館システム再構築・ 運用保守及び機器賃貸借	178,452 千円	教育センター

4 今後の予定

令和 8 年（2026 年）10 月	一般競争入札及びプロポーザル方式による調達
12 月	契約締結
令和 9 年（2027 年）1 月 ～ 9 月	要件定義・設計・構築の開始
10 月	プレ稼働・テスト運用の開始
令和 10 年（2028 年）1 月	新ネットワーク及び各システム稼働※

※ただし、調達番号 7 の学校図書館システム再構築・運用保守及び機器賃貸借については、令和 8 年度（2026 年度）末で現行システムの保守が終了することから、他の調達よりも前倒して稼働予定。

職員会館管理事業における旧職員会館の解体撤去工事について

1 事業の内容

築後 50 年が経過し、建物・設備ともに老朽化が進行している職員会館について、近年の社会変容や職員ニーズの変化に伴い利用者数が著しく減少している現況を鑑み、令和 7 年度末（2025 年度末）をもって機能を廃止しました。耐震性が確保されておらず、安全に管理することが困難であることから、解体撤去をするものです。

本定例会においては、解体撤去工事に係る設計業務の予算を提案するものです。

2 予算額

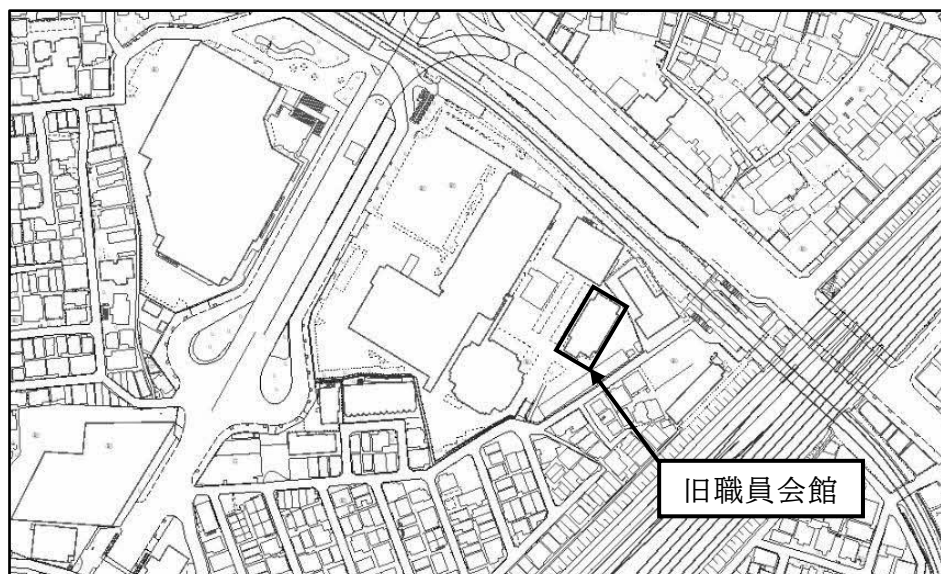
債務負担行為（追加）

事項	期間	限度額
旧職員会館解体撤去工事設計業務	令和 8 年度～令和 9 年度	14,014 千円

3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）12 月	解体撤去工事設計業務（令和 9 年 9 月まで）
令和 10 年（2028 年）3 月	解体撤去工事（令和 11 年 3 月まで）

4 位置図



北千里市民体育館及び目黒市民体育館の空調設備整備について

1 事業概要

市民の運動の場である屋内のスポーツ施設には空調設備が完備されておらず、近年の猛暑環境下においては、屋内においても熱中症発生リスクが高まっており、大会の利用制限を行うほか、WBGT指数を参考に運動休止を呼び掛けている状況です。一方で、学校の夏期休業期間中においては、熱中症リスクの高いこどもをはじめとした個人の利用者数が増加し、公共施設として通年利用できる性能の確保が必要となっています。

また、避難所に指定されている施設については、体育室等が避難スペースになっており、避難所としての機能維持及び避難者の健康被害軽減のために環境整備が必要です。

安全なスポーツ環境の確保、避難所機能の維持に速やかに対応していくために、早期着工を目指し、屋内スポーツ施設の体育室等競技エリアへの空調設置を進めるものです。

2 予算額

債務負担行為（追加）

事項	期間	限度額
北千里市民体育館及び目黒市民体育館空調設備整備工事設計業務	令和8年度（2026年度） ～令和9年度（2027年度）	43,600 千円

※特定財源として、緊急防災・減災事業債を活用予定。

3 スケジュール（案）

令和8年（2026年）12月～ 令和9年（2027年）6月	空調設備整備工事設計業務委託
令和9年（2027年）7月	7月定例会において工事関連予算案を提案
令和9年（2027年）11月	11月定例会において工事請負契約締結案を提案
令和9年（2027年）12月～	空調設備整備工事施工 ※整備が完了した体育室から順次利用再開

北千里、目黒市民体育館以外の屋内スポーツ施設についても令和9年度（2027年度）以降順次整備を進めていく予定です。

ガンバ大阪による中学校部活動管理運営業務の実施について

1 事業の内容

中学校の部活動は、生徒の文化・スポーツに親しむ機会を確保するとともに、責任感・連帯感や自主性の育成にも寄与する活動であり、本市においては約 8 割の生徒が参加しています。一方で、近年、顧問となる教員の負担増やなり手不足によって、部活動の種類や質を維持することが困難なケースが生じるなど、持続可能な運営体制の確保が課題となっています。そのため、令和 6 年度（2024 年度）から、部活動の充実と教員の負担軽減を図ることを目的に、部活動の外部委託を試行実施しています。

本事業は、本市とガンバ大阪が平成 29 年度（2017 年度）に締結したパートナーシップ協定に基づく連携事業の一環として、中学校サッカー部を対象とした部活動外部委託をモデル実施し、部活動の更なる充実とホームタウン意識の醸成を図るものです。

※ ガンバ大阪との連携実績

ガンバ大阪ホームタウン推進事業として、ガンバ大阪アカデミーのコーチを市内の小中学校等に派遣し、サッカーやボール運動を通じてふれあう取組を行っているほか、市内女子中学生を対象としたサッカー教室を実施しています。

2 予算額

債務負担行為
 （追加）

事項	ガンバ大阪中学校部活動管理運営業務
期間	令和 8 年度(2026 年度)～令和 10 年度(2028 年度)
限度額	20,000 千円

3 今後の予定

令和 8 年(2026 年)10 月以降	ガンバ大阪と随意交渉・契約締結
令和 9 年(2027 年)3 月	教職員への説明、生徒・保護者への説明会の実施
4 月	ガンバ大阪によるサッカー部（3 部活）の部活動管理運営業務を開始（令和 11 年（2029 年）3 月まで）

中学校改修事業における千里丘中学校の校舎増築について

1 事業の内容

(1) 事業概要

千里丘中学校においては、生徒数の増加に加え、令和 8 年度（2026 年度）から令和 10 年度（2028 年度）にかけて段階的に導入される中学校 35 人学級の影響が重なり、通常学級教室等が不足します。これまでは既存校舎内の教室転用などにより対応してきましたが、今後は転用可能な教室がないため、同校敷地内に校舎を増築し、令和 10 年度（2028 年度）以降の教室不足を解消するものです。

(2) 想定事業規模

	増築校舎①	増築校舎②
整備方法	プレハブリース方式による整備	
整備場所	吹田市青葉丘南 15 番 1 号	※配置図参照
建物構造	軽量鉄骨造	地上 2 階
延床面積	約 180 ㎡	約 420 ㎡
使用目的・室数	通常学級教室・2 室	通常学級教室・3 室
その他	廊下、階段	トイレ、下足、廊下、階段
リース期間（予定）	令和 10 年（2028 年）4 月～令和 20 年（2038 年）3 月（10 年間）	

2 予算額

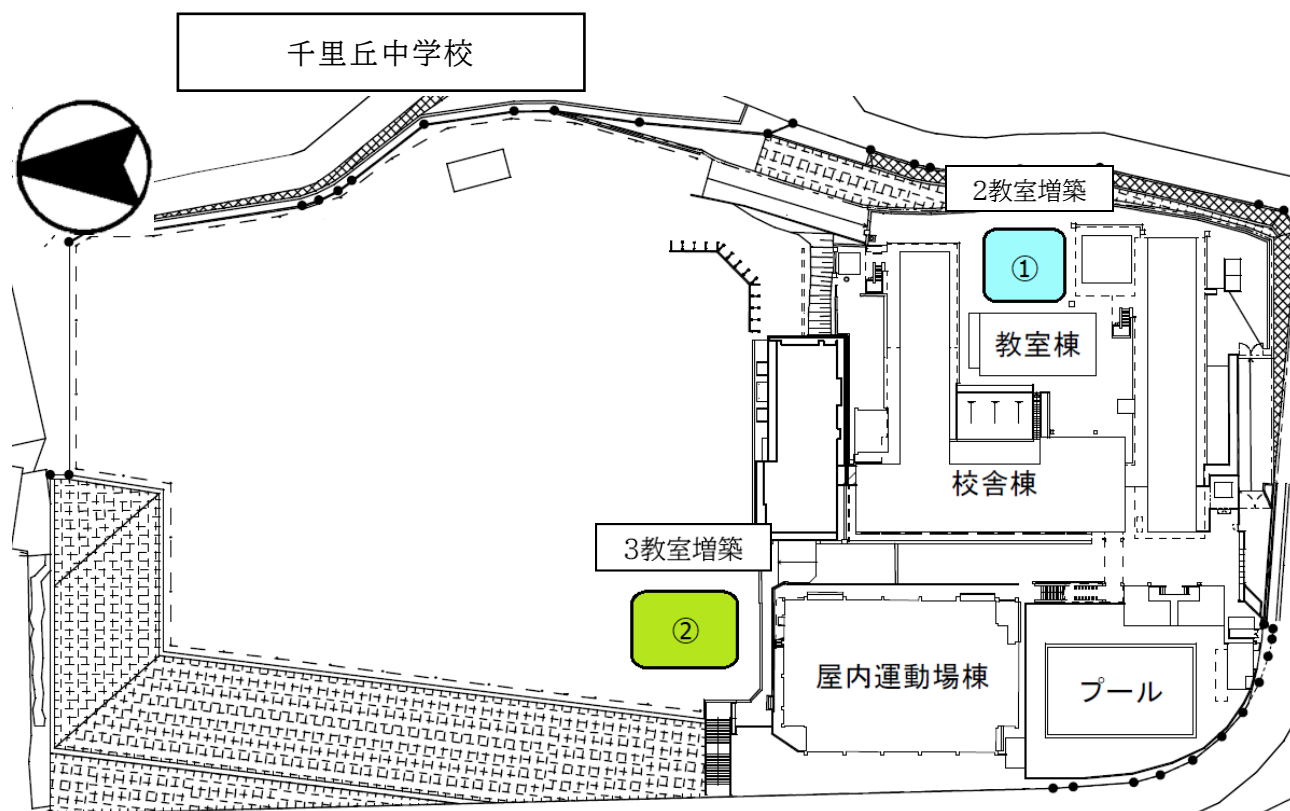
債務負担行為 （追加）

事項	期間	限度額
千里丘中学校校舎リース費用 （令和 8 年度契約分）	令和 8 年度（2026 年度）～ 令和 19 年度（2037 年度）	267,800 千円

3 今後の予定

令和 8 年（2026 年）12 月	入札
令和 9 年（2027 年）1 月～ 令和 10 年（2028 年）3 月	リース業者による増築校舎の整備（設計・工事）
令和 10 年（2028 年）4 月	増築校舎の供用開始

【配置図】



水道事業における井戸用地取得に係る予算の補正について

1 事業の内容

(1) 概要

吹田市水道施設マスタープランでは、災害リスクの軽減・分散の観点から、複数水源として地下水確保を重要視し、令和3年（2021年）12月に更新した片山浄水所において、処理能力の増強を図ることとしており、現在の処理能力日量 12,750 m³から同 17,000 m³への増量を目指し、必要となる井戸用地の確保を進めています。

井戸用地取得に係る当初予算については、近隣地価公示価格及び積算した建物撤去費用を勘案して計上していましたが、相手方の鑑定価額に基づく提示額が当初予算額を上回ったことから、適正な価格での土地取得を行うため、当該予算の補正を行うものです。

(2) 取得予定地

ア 所有者 地方独立行政法人 市立吹田市民病院
イ 所在及び地番 吹田市朝日が丘町 144 番 8 ほか
ウ 地目及び用途 宅地、保育所 ※旧あゆみ保育園跡地（建物付き現状有姿）
エ 地籍 登記簿合計 879.15 m²

2 予算額

(1) 支出予算 14,000 千円

（款）資本的支出（項）建設改良費（目）固定資産取得費 （単位：千円）

節名称	予算額	説明等
用地	14,000	井戸用地取得

(2) 今年度の予算の状況 （単位：千円）

補正前予算額	補正額	補正後予算額
140,000	14,000	154,000

3 今後の予定

- 補正予算の議決を経て、売買契約を締結する予定です。
- 井戸用地の整備後、井戸の掘削及び電気設備工事を行い、事業認可変更を経て、令和 12 年（2030 年）に井戸の稼働開始を目指します。

